



# 第2次野洲市総合計画

後期基本計画【2026-2030】



野洲市

## はじめに

令和3年3月に策定した第2次野洲市総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画の3層で構成しており、基本構想は協働のまちづくりとSDGsの実現を基本姿勢として、令和3年度から令和12年度までの10年間における中長期的な視点で本市の将来構想やめざす将来都市像を定めています。また、基本計画は、基本構想で示す将来都市像を実現するために必要な施策を体系的に整理したものであり、令和3年度から5年間の計画期間で定めた前期基本計画に基づき、施策ごとに設定しためざす姿の実現に向けて、実施計画を毎年度作成し、市民の皆様とともに取り組んできたところです。



一方で、計画の策定から5年が経過し、本市を取り巻く社会・経済情勢は大きく変化しています。国際情勢は先行きが見通せず、企業の経済活動等に様々な影響を与えています。また、収入の増加を上回るスピードで進行する物価の高騰により、市民生活の負担は増大しています。こうした問題に加え、頻発する自然災害やインフラの老朽化といった課題にも取り組んでいく必要があります。また、少子高齢社会の進展により、本市においても人口減少局面を迎えることが避けられない中で、これを正面から受け止めた施策を講じていかなければなりません。

こうした現状と課題を踏まえ、現行の総合計画における「基本構想」は継承しつつ、令和8年度から令和12年度までの5年間で市が取り組むべき施策の方針を示すため、後期基本計画を策定しました。

野洲市は、令和6年10月に市制施行20周年を迎えました。これまでの先人が築き上げてこられたまちづくりの成果をしっかりと受け継ぎ、市民と行政が一丸となって、この先も持続的に発展するまちを作り上げていかなければなりません。

そのためにも、総合計画に基づいて各種施策に着実に取り組むことによって現在の様々な課題を解決していくとともに、「若い世代に選ばれるまち」、「高齢者にも安全安心で楽しいまち」、「市民・民間の力を最大限活かすまち」を市民の皆様とともに実現して参りたいと考えています。

最後に、本計画の策定にあたり、総合計画審議会委員の皆様をはじめ、市民意向調査や市民懇談会など、貴重なご意見やご提案をいただきました多くの皆様に心より感謝申し上げます。

令和8年3月

野洲市長 櫻本 直樹

# 目次

I. 序論	1
第1章 総合計画の概要	2
1. 総合計画の趣旨と背景	2
2. 総合計画の構成と期間	2
第2章 本市の概況	3
1. 本市を取り巻く社会経済情勢	3
2. 本市の特性	5
II. 基本構想	13
第1章 将来構想	14
1. 人口・世帯	14
2. 土地利用	17
第2章 これからのまちづくりに向けて	19
1. 本市の課題	19
2. めざす将来都市像	21
3. まちづくりの基本方針	23
III. 後期基本計画	27
第1章 分野別施策	28
分野1 子育て・教育・人権	
施策1-1 子育て支援の充実	32
施策1-2 青少年の健全育成	34
施策1-3 学校教育の充実	36
施策1-4 生涯学習・生涯スポーツ・文化芸術の推進	38
施策1-5 人権の尊重と多文化共生社会の実現	40
分野2 福祉・生活	
施策2-1 健康づくりの推進と地域医療体制の整備	42
施策2-2 高齢者がいきいきと暮らせるまちづくり	44
施策2-3 障がい児・者福祉の充実	46
施策2-4 地域福祉の推進	48
施策2-5 生活困窮者等への支援の充実	50
施策2-6 消費者行政・防犯対策の充実	52

### 分野3 産業・観光・歴史文化

施策 3-1 商工業の振興	54
施策 3-2 農林水産業の振興	56
施策 3-3 地域資源を生かした観光の振興	58
施策 3-4 歴史文化遺産の保全・活用	60

### 分野4 環境・都市計画・都市基盤整備

施策 4-1 均衡ある土地利用の推進	62
施策 4-2 自然環境・美しい景観の保全	64
施策 4-3 生活環境の保全と上下水道サービスの安定供給	66
施策 4-4 防災・減災対策の強化	68
施策 4-5 道路ネットワークの整備と交通安全の推進	70
施策 4-6 公共交通の利便性の向上	72

### 分野5 市民活動・行財政運営

施策 5-1 市民活動・自治会活動の推進	74
施策 5-2 市民との情報共有の推進	76
施策 5-3 効果的・効率的な行財政運営	78

第2章 計画の進捗管理	80
-------------	----

資料編	83
1. 主要策定経過	84
2. 審議会委員名簿	86
3. 諮問書(写)	87
4. 答申書(写)	88
5. 総合計画審議会条例	89
6. 総合計画審議会条例施行規則	90
7. まちづくり基本条例	92
8. 主な個別計画一覧	97
9. 市民の意識	98
10. 予測人口	103

# I. 序論

---

---

---

# 第1章

## 総合計画の概要

### 1. 総合計画の趣旨と背景

野洲市（以下「本市」という。）では、まちづくりの最高規範である「野洲市まちづくり基本条例」の第24条において、「市長は、総合的かつ計画的なまちづくりを行うため、市の最上位計画として総合計画を策定し、公表するとともに、その実現に努めます。」と定めています。これに基づき、第1次総合計画において実現できたことと残された課題を踏まえつつ、時代の変化に対応しながら将来を見据えたまちづくりを今後行うため、第2次野洲市総合計画を策定しました。この計画は、分野別の計画等、本市が策定する他の計画の指針となるものです。

### 2. 総合計画の構成と期間

総合計画の構成及び計画期間は以下のとおりとします。

#### (1) 基本構想

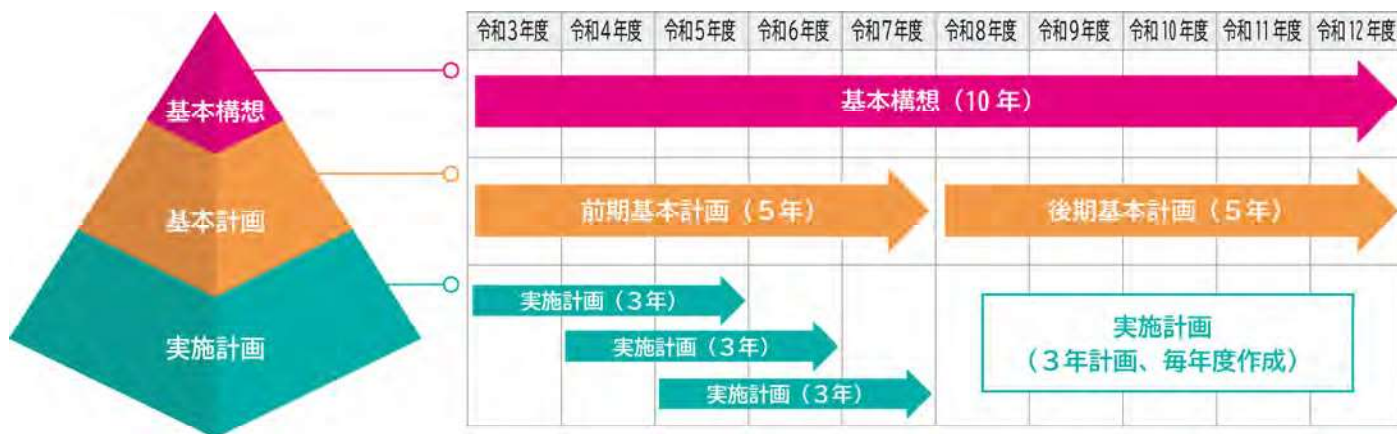
中長期的な視点で将来都市像を明確にし、これを実現するための基本方針を示すものです。計画期間は10年間とします。

#### (2) 基本計画

基本構想で示す将来都市像や基本方針を実現するために必要な施策を体系的に示すものです。社会経済状況や市民ニーズの変化等を反映させるため、計画期間は5年とします。

#### (3) 実施計画

基本計画の施策に基づいて、主要事業の内容や実施時期を明らかにするものです。3年間を見据えた計画とし、毎年度見直しを行います。



# 第2章

## 本市の概況

### 1. 本市を取り巻く社会経済情勢

#### (1) 人口減少・少子高齢社会の到来

日本の総人口は、平成20年をピークに減少しています。また、同時に人口構造も大きく変化しており、社会を支える働き手となる年代が減少している一方で、高齢者が増加しています。これに伴い、消費の縮小、税収の減少といった影響が予測されています。

また、今後も出生数の減少が続く見込みであり、出産・子育て等に関する支援の充実が求められています。加えて、増加する高齢者が就業の場や地域社会において活躍できるようにすることで、人や地域とのつながりを保ち、生きがい、健康の維持等につなげることが重要です。

#### (2) 生活様式の変化・多様化

女性の社会進出が進み、結婚後に夫も妻も働く共働き世帯が増加しています。世帯構成では「夫婦と子」からなる世帯が最も多いものの、「単身」世帯が増えており、家族や生活のあり方が変化しているといえます。

また、晩婚化、非婚化の進行や、フリーランスや副業の増加など、生き方や働き方の多様化が進んでいます。それぞれが自分に合った選択ができるように、多様なニーズに対応する制度や、それを認め合う意識の醸成などが求められています。

新型コロナウイルス感染症の拡大を機に、テレワーク<sup>※1</sup>の拡大やキャッシュレス<sup>※2</sup>化の推進など生活様式の変化も生じています。

#### (3) 安全・安心への関心の高まり

日本は、地形、地質、気候などの自然条件から、地震、津波、台風による災害が発生しやすくなっています。地震においては、過去に阪神・淡路大震災や東日本大震災などにより大きな被害が出ており、将来においても、南海トラフ巨大地震の発生などが懸念されています。また最近では、大型台風や豪雨による水害が多く起きています。

行政では、施設の耐震化や堤防の整備、ハザードマップ<sup>※3</sup>の作成や防災訓練等「公助」の観点から様々な防災・減災対策に取り組んでいますが、災害から身を守るためには、自分の命は自分で守る「自助」や近所や地域でお互いが助け合う「共助」も大変重要です。今後は、高齢化が進むにつれ自分で避難できない人が増加することも見込まれており、地域全体で防災力を高めていくことが求められます。また、新型コロナウイルス感染症の拡大など、様々な分野における危機管理の重要性が増しています。

※1 テレワークとは、情報通信技術（ICT）を利用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方のこと。

※2 キャッシュレスとは、クレジットカードや電子マネーを利用して、お札や小銭等の現金を使用せずにお金を払うこと。

※3 ハザードマップとは、自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図のこと。

また、高齢者が関係する特殊詐欺<sup>※4</sup>等の犯罪や交通事故が増加しており、警察や地域の関係機関等と連携し、市全体で防犯や交通安全対策にも取り組む必要があります。

#### (4) 地球環境の保全

平成27年9月の国連総会において、持続可能な開発目標（SDGs<sup>※5</sup>）が採択されました。SDGsでは、環境だけでなく、貧困の撲滅をはじめ、世界中で「誰一人取り残さない」世の中を作っていくことの重要性が強調されています。これを受け、環境分野においては、気候変動対策や生物多様性<sup>※6</sup>の保全、海洋プラスチックごみ<sup>※7</sup>問題対策などが進められています。

なかでも気候変動対策においては、世界的に再生可能エネルギーの導入量が急速に拡大しています。日本においても、太陽光発電を中心に発電量が増加していますが、世界と比べて多いとは言えない状況にあります。そのため、国は再生可能エネルギーの最大限の導入を目標として掲げ、発電設備や蓄電池システムに係る研究開発を推進しています。

また、近年では、気候変動の影響と思われる自然環境の変化も生じており、大型台風や豪雨による水害の発生、突風、豪雪、猛暑・酷暑による被害など、私たちの生活に様々な影響をもたらしています。今後は、行政や事業者はもちろん、市民一人ひとりが環境問題への関心を持ち、自分ができることから取り組んでいくことが必要です。

#### (5) 情報社会の進展に伴う生活や産業構造の変化

近年、ICT<sup>※8</sup>が急速に普及し、若者だけでなく、子どもから高齢者まで広くインターネットが使われるようになってきました。スマートフォンの一層の普及に伴い、今後も利用率の上昇が見込まれています。これを受け、行政もICTを活用し、住民の利便性の向上や行政運営の効率化を図ることが求められています。

また、ICTやAI<sup>※9</sup>技術の急速な発展は、「Society 5.0<sup>※10</sup>」と言われる社会全体に関わる変化をもたらしており、情報だけでなくあらゆるものがインターネットにつながるIoT<sup>※11</sup>化が進み、新たな商品やサービスが登場し広がっています。これを受け、企業活動のあり方や、働き手の働き方・人材育成のあり方にも変化が求められています。

※4 特殊詐欺とは、面識のない不特定の人に対して、電話等の通信手段を用いて、現金等をだまし取る詐欺のこと。オレオレ詐欺や架空請求詐欺等の振り込め詐欺や、金融商品取引名目の詐欺等が該当する。

※5 SDGs（エスディーズ）とは、Sustainable Development Goalsの略で、平成27年9月の国連総会で採択され、「持続可能な開発目標」とよばれる。17の目標と169のターゲットが設定され、2030年までの達成がめざされている。

※6 生物多様性とは、生きものたちの豊かな個性とつながりのこと。生物多様性条約では、生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という3つのレベルで多様性があるとされている。

※7 海洋プラスチックごみとは、海洋を漂流する微細なプラスチックごみ（マイクロプラスチック）のこと。含まれる化学物質が食物連鎖に取り込まれることで、生態系に及ぼす影響が懸念されている。

※8 ICT（アイシーティー）とは、Information and Communication Technologyの略で、情報通信技術のこと。

※9 AI（エーアイ）とは、Artificial Intelligenceの略で、人工知能のこと。

※10 Society 5.0とは、狩猟社会（Society1.0）、農耕社会（Society2.0）、工業社会（Society3.0）、情報社会（Society4.0）の次に到来する社会であり、サイバー空間と現実世界を高度に融合することで、経済発展と社会的課題の解決を可能とする人間中心の社会のこと。

※11 IoT（アイオーティー）とは、Internet of Thingsの略で、「モノのインターネット」と呼ばれる。自動車、家電、ロボット、施設などあらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすることで、モノのデータ化やそれに基づく自動化等が進展し、新たな付加価値を生み出す。

一方で、インターネットを介した犯罪も多様化しており、セキュリティの強化やリテラシー<sup>※12</sup>の向上等の対策を進めつつ、ICTを経済成長や社会変革につなげていくことが求められています。

## （6）地方の自立と協働の時代

人口の東京一極集中の傾向が加速しており、平成27年時点で、日本の総人口の4分の1以上が東京圏に集中しています。

東京一極集中の結果、首都圏では住宅価格の高騰、長時間通勤、介護サービス不足等の問題が顕在化する一方で、地方では人手不足が深刻化しています。これを緩和するため、国は「地方創生」を進めており、地方への移住・定着の促進、観光客などの短期滞在者や出身者などを含めた関係人口<sup>※13</sup>の拡大などを図っています。これを受け、近年では若い世代を中心に、農山漁村地域に移住する「田園回帰」と呼ばれる動きも一部で出始めており、各地域において、独自の魅力を創出しこれらの人々を引き付ける取組が求められています。

地方では、働き手の不足により税収が落ち込む一方で、高齢化率は大都市圏よりも高く、社会保障関係の支出の増大や、老朽化するインフラ<sup>※14</sup>や公共施設の更新が求められることなどから、厳しい財政運営が続くと見込まれます。行政だけで住民の様々なニーズにきめ細やかに対応するのは難しくなっており、企業、大学、NPO、地域団体や近隣の自治体などの様々な主体とテーマに応じた連携・協働を進める必要があります。

## 2. 本市の特性

### （1）沿革と地勢

本市は、滋賀県の南部に位置する面積 80.14 km<sup>2</sup>のまちです。市域は、日本最大の湖である琵琶湖に面し、近江富士と呼ばれる美しい三上山や野洲川などに代表される豊富な自然に恵まれ、温暖な気候と四季の美しさに心なごむ、すばらしい環境を有しています。

市の郊外には豊かな田園が広がるとともに、良好な環境の住宅地が形成されており、また湖岸や山沿いの自然環境を生かしたレクリエーション施設などには、市外からも多くの人々が訪れています。

一方で歴史を紐解くと、弥生時代に祭器として用いられた銅鐸が日本最大のものを含めて多数出土し、琵琶湖や野洲川の水に恵まれた肥沃な大地で、早くから農耕社会の発展があったことがうかがわれます。江戸時代には中山道や朝鮮人街道といった主要な街道が整備され、交通の要衝としても栄えました。本市は、豊かな大地を生かして産業が発展したまちとして、また情報が行きかうまちとして、脈々と受け継がれた潜在的な可能性を秘めたまちです。

他にも国宝である御上神社や大笹原神社をはじめとする多くの文化財や歴史遺産を有しており、これらのすべては本市の魅力を高めるすばらしい地域資源であると同時に、後世に引き継ぐべき大切な財産です。

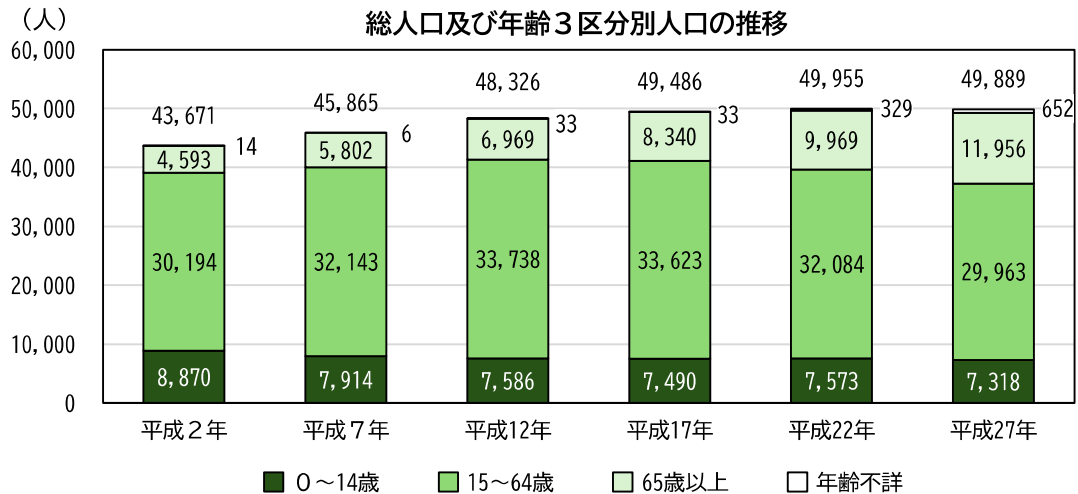
※12 リテラシーとは、本来は「識字力=文字を読み書きする能力」を意味するが、現代では転じて「情報リテラシー」や「ICTリテラシー」のように、その分野における知識、教養、適切に活用できる基礎的能力を意味する。

※13 関係人口とは、特定の地域に継続的に多様な形でかかわる人のこと。イベントの運営に参画し交流を重ねたり、ワークショップしながら地域の人と一緒に何かに取り組むなど、「観光以上移住未満」で地域とかかわるあり方。

※14 インフラとは、infrastructureの略で、道路・水道・通信など、産業や生活の基盤となる設備のこと。

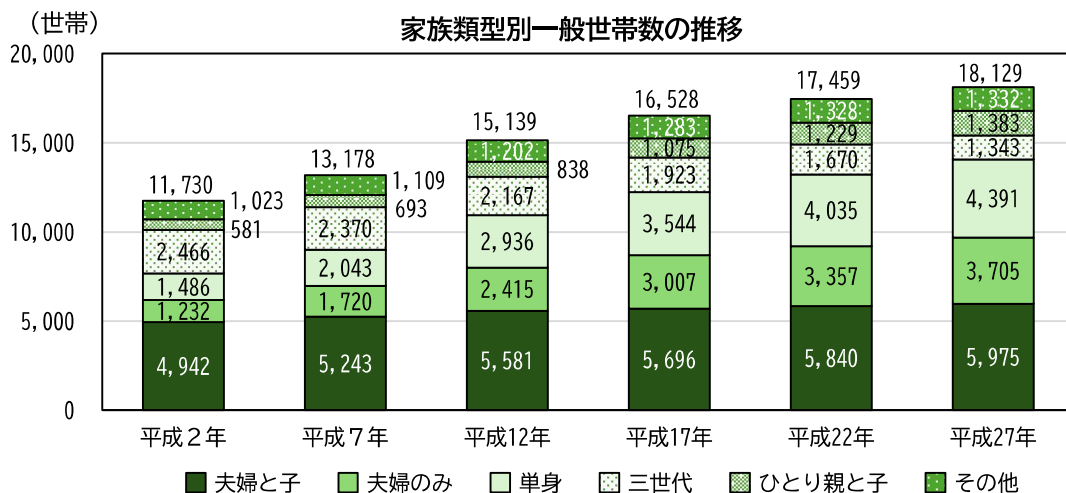
## (2) 人口と世帯

国勢調査に基づく人口をみると、平成2年から平成17年にかけては増加していますが、平成17年から平成27年にかけては、横ばい傾向となっています。年齢構造をみると、平成22年以降、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）は、減少傾向にあります。老年人口（65歳以上）は増加傾向にあります。平成27年の国勢調査における高齢化率は県平均の23.9%とほぼ同じ、24.0%となっています。



資料：国勢調査

平成27年国勢調査に基づく一般世帯数は18,129世帯で、平成2年以降、一貫して増加しています。近年の傾向をみると、特に夫婦のみの世帯や単身世帯が増加しています。



資料：国勢調査

### (3) 土地利用

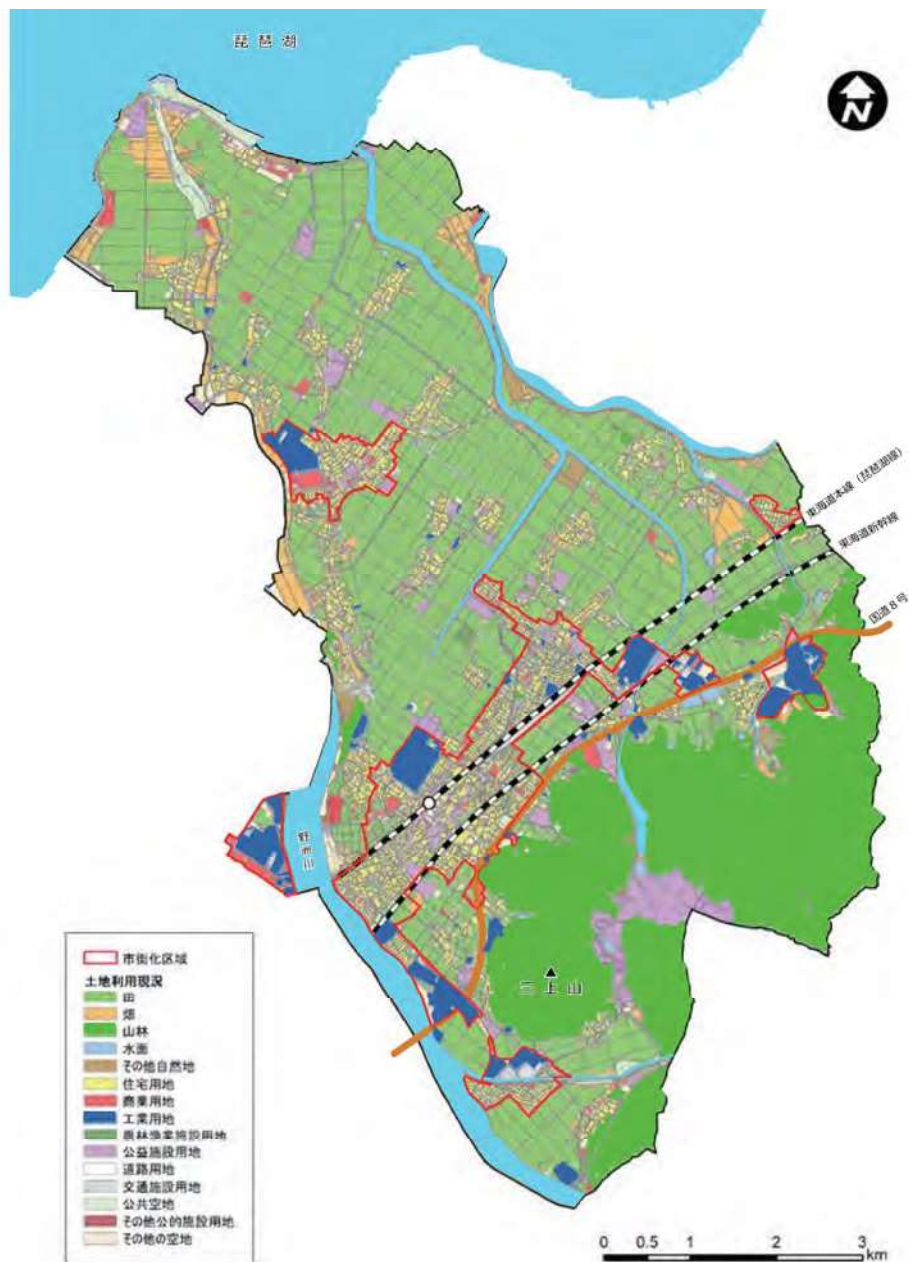
本市の地形は、東南部の三上山を中心とする山地と、山地から琵琶湖に向かって広がる平坦地に大きく分けられ、平坦地の多くは農地（水田）として利用されています。

また、JR野洲駅を中心として、JR東海道本線、JR東海道新幹線、国道8号と並行するかたちで商業地、住宅地、工業地等の市街地が広がります。

工業地には情報通信技術関連の大手企業が立地しており、本市の基幹産業となっています。

市街化区域<sup>※15</sup>が狭小であることから、住宅や事業用地として提供できる土地が十分でない状況です。

土地利用現況図



資料：都市計画基礎調査

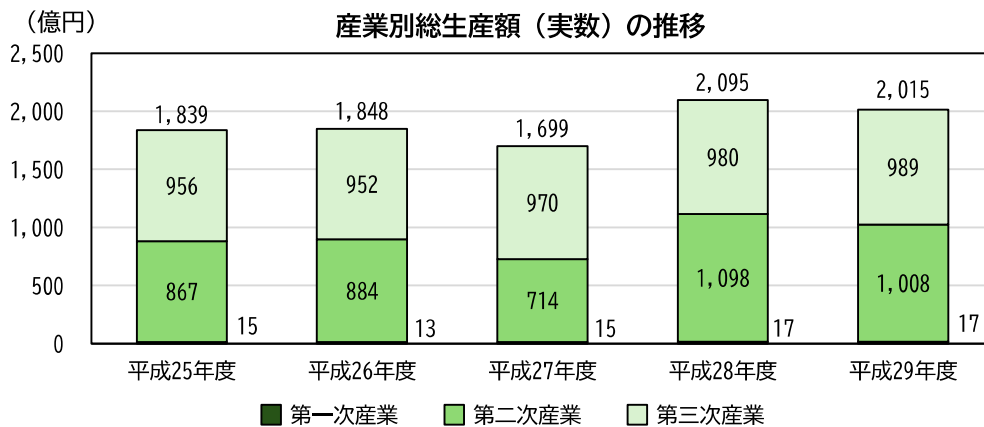
※15 市街化区域とは、都市計画法に基づいて指定される区域区分の一つで、すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域のこと。

### (3) 産業

産業別総生産額（名目）の推移をみると、本市において最も生産額が大きいのは、平成27年度までは第三次産業でしたが、平成28年度以降は第二次産業となっています。全国的には第三次産業の生産額は第二次産業を大きく上回っており、本市は第二次産業、特に製造業が盛んであるという特徴が表れています。

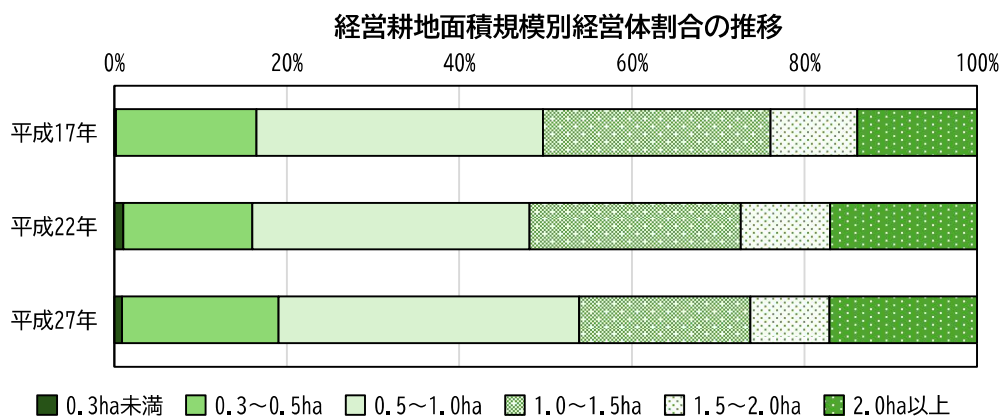
第一次産業の生産額は全体から見ると小さいですが、農地は豊富であり、近年は2ヘクタール以上の経営耕地面積を持つ農家の比率が高まっています。特に、10ヘクタール以上の経営耕地面積を持つ農家が増加しており、大規模農家への農地の集積が進んでいます。

産業大分類別の事業所数をみると、「卸売業、小売業」が最も多く、次いで「製造業」となっています。一方で、従業者数では製造業が群を抜いて多く、市内の事業所で働く人のおよそ4割を占めています。総生産の面からも、雇用の面からも、製造業が市の基幹産業となっていることがわかります。このほか、「卸売業、小売業」や「医療、福祉」の従業者も多くなっており、本市の雇用を支える産業となっています。

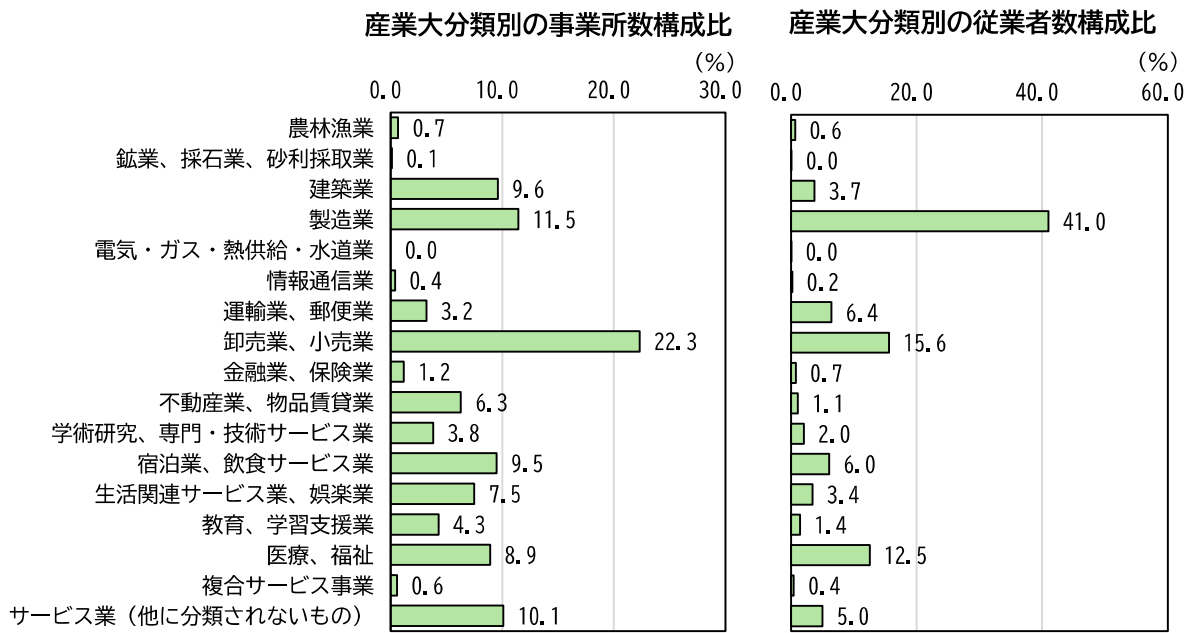


資料：滋賀県市町民経済計算 平成29年度推計

※四捨五入の関係上、見た目上の各産業の合計値と総額が一致しない年度がある。



資料：農林業センサスより作成



資料：平成 28 年経済センサス—活動調査

#### (4) 市民意識

計画の策定にあたり、市民生活と市政の直面する重要課題等について、市民の認識・期待を明らかにし、今後の施策を検討する上での基礎資料とすることを目的に、市民アンケートを実施しました。

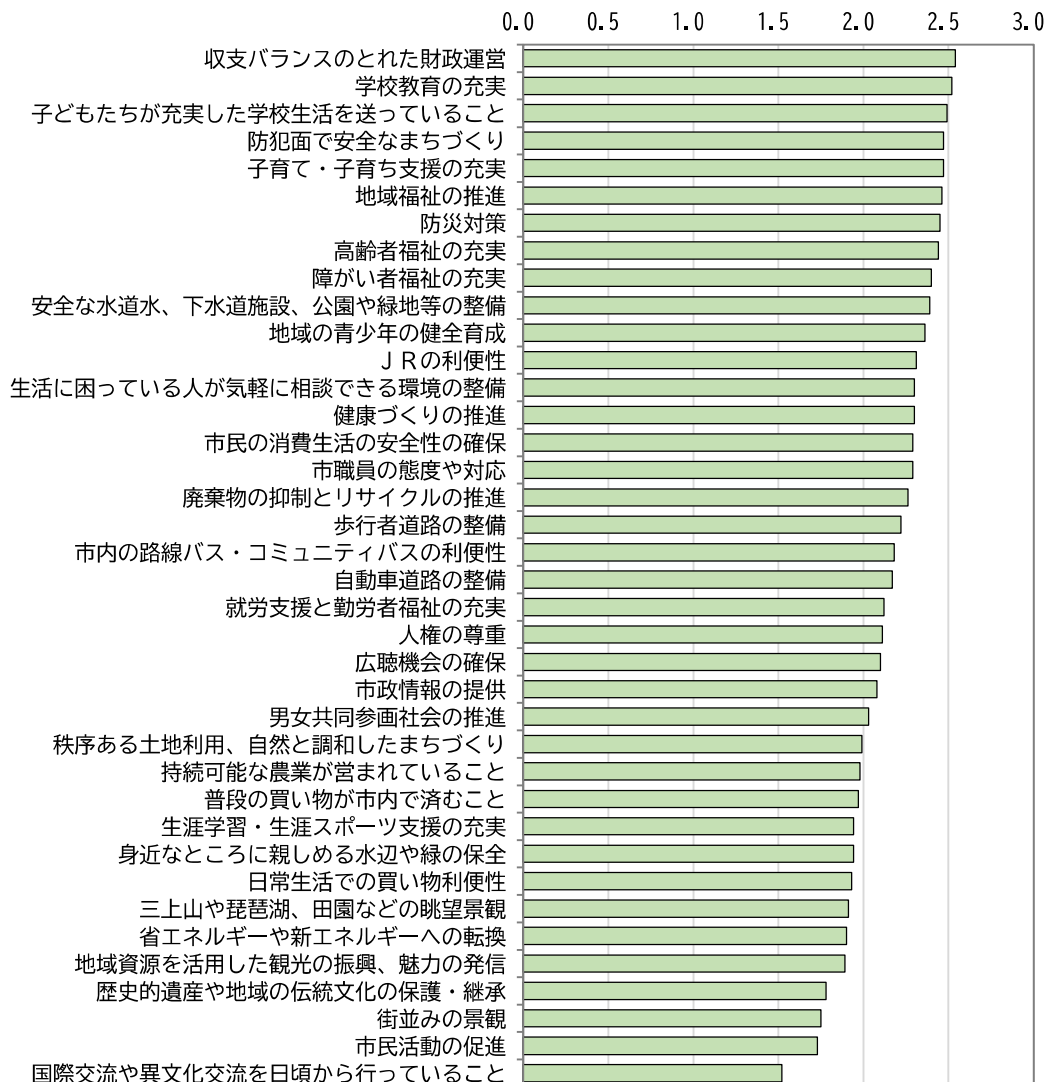
調査対象	野洲市内に住所を有する満 20 歳以上の男女
標本数	4,000 サンプル（住民基本台帳を用いた無作為抽出）
調査方法	郵送による無記名自記式の調査紙調査
調査期間	平成 31 年 1 月 25 日～2 月 28 日
回収数	1,437 件（35.9%）

##### ① 市の施策としての重要度

市民アンケート結果によると、「収支バランスのとれた財政運営」、「学校教育の充実」、「子どもたちが充実した学校生活を送っていること」、「防犯面で安全なまちづくり」などが重視されています。

また、「子育て・子育て支援の充実」、「地域福祉の推進」、「防災対策」など、市民生活に密接する分野の施策の充実が重視されています。

市の施策としての重要度

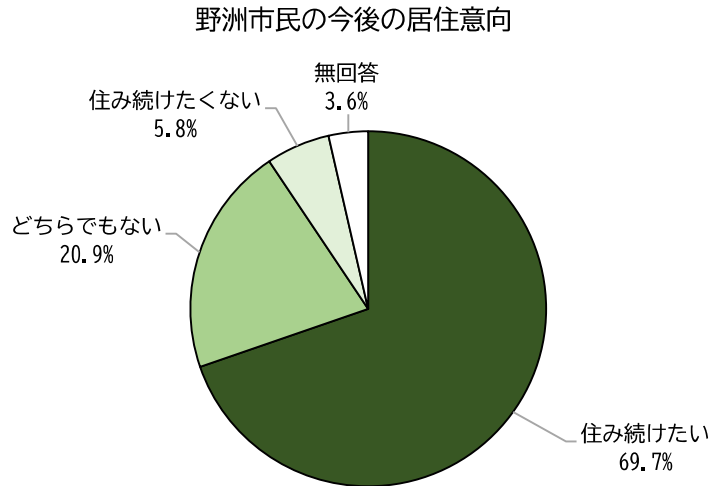


■ 全体(n=1,437)

## ② 今後の居留意向

市民アンケート結果によると、「今後も野洲市に住み続けたい」と回答した人の割合は約70%となっている一方で、「住み続けたくない」と回答した人も約6%います。

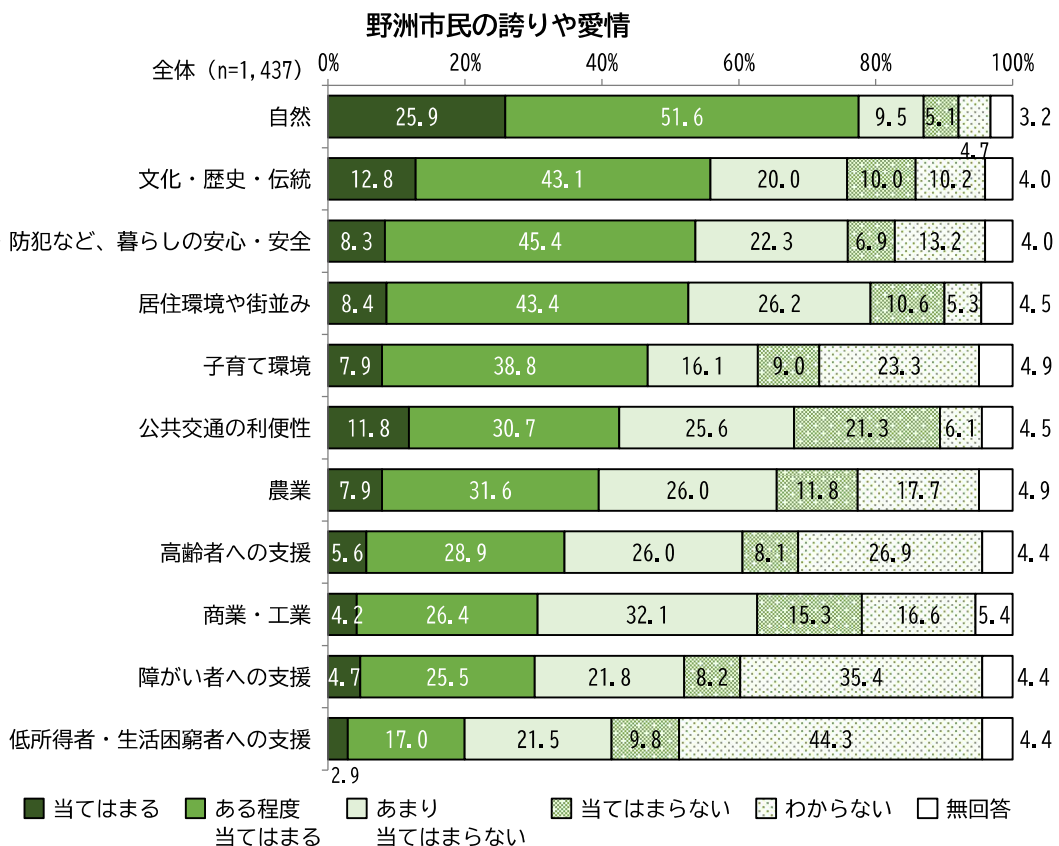
「住み続けたい」と回答した理由では、「自分（もしくは親族）の家、土地があるから」が最も多く挙げられています。一方で「住み続けたくない」と回答した理由では、「鉄道やバスなど公共交通機関の利用に不便だから」、「日常生活に必要な商業施設や医療施設がないから」が多く挙げられています。



## ③ 誇りや愛着

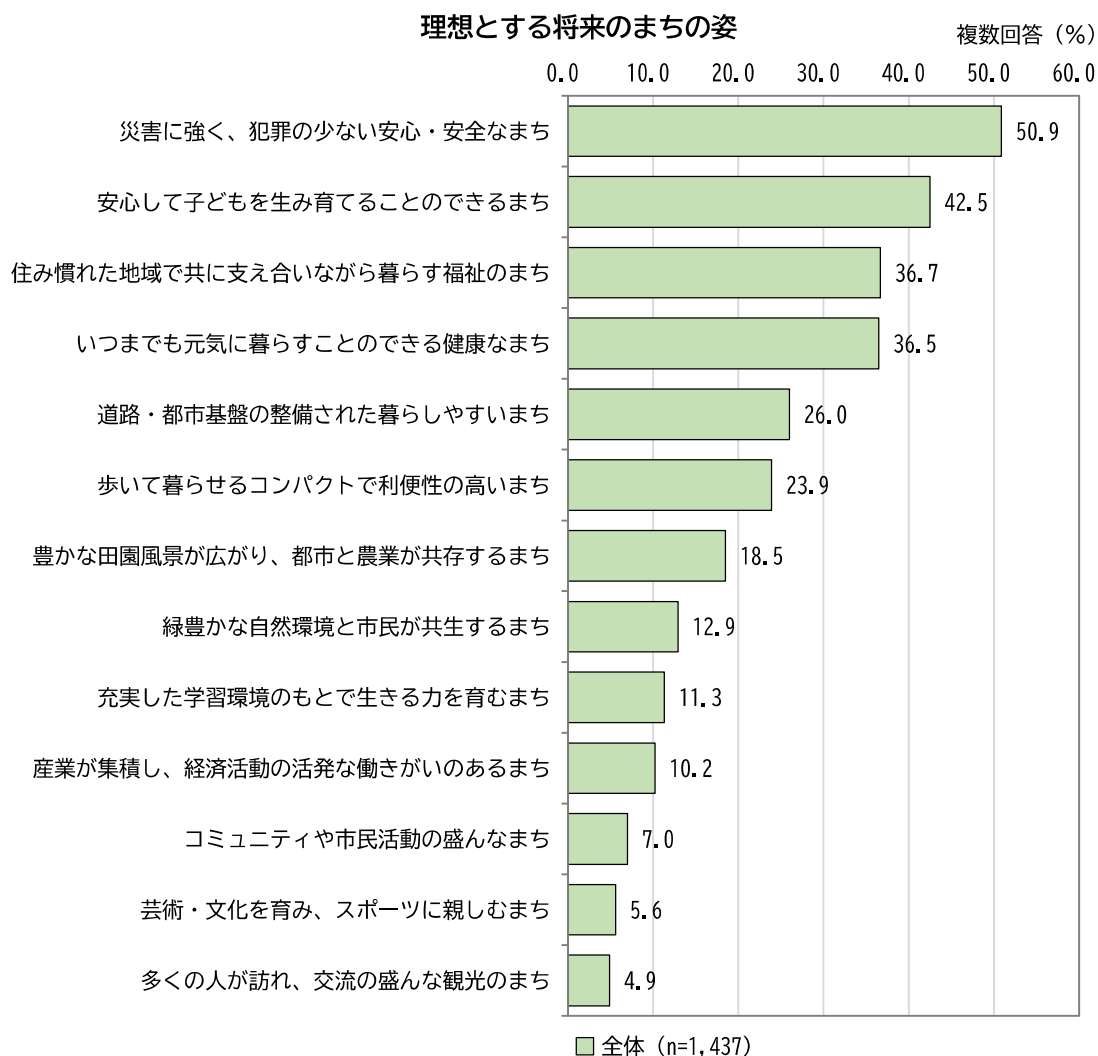
市民アンケート結果によると、「野洲市の自然」に誇りや愛着を持つと回答した市民の割合が特に大きくなっています。

また、「文化・歴史・伝統」、「防災・防犯など、暮らしの安心・安全」、「居住環境や街並み」も誇りや愛着を持っている市民の割合が過半数に達しています。



#### ④ 理想とする将来のまちの姿

市民アンケートで、理想とする将来のまちの姿とされている割合の大きい項目をみると、「災害に強く、犯罪の少ない安心・安全なまち」という回答が最も多くなっています。その他、子育て環境や福祉、健康などに関するテーマが重視されていることがうかがえます。



## Ⅱ. 基本構想

---

---

# 第1章

## 将来構想

### 1. 人口・世帯

#### (1) 課題

国勢調査に基づく人口をみると、横ばい傾向となっていますが、年少人口及び生産年齢人口は減少が続いており、少子化による人口減少は今後も続く見込みとなっています。合計特殊出生率<sup>※16</sup>が上昇せず、今後も同水準で推移する場合、国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）によると令和47年の人口は40,000人を下回る見込みとなります。

人口減少は、労働力不足による地域経済の悪化や、税収等の減少による行政サービスの縮小、商業施設等の撤退による利便性の低下等、地域の将来に影響を与えることが懸念され、人口減少に対応し、活力ある地域社会を維持していく必要があります。

#### (2) 将来構想

平成28年に策定した「野洲市人口ビジョン」では、令和7年に合計特殊出生率1.8、令和12年に合計特殊出生率2.07を達成し、それ以降は合計特殊出生率2.07を維持することをめざしています。社会増減については、社会増減が均衡し、増減ゼロを継続的に達成することを目標としています。

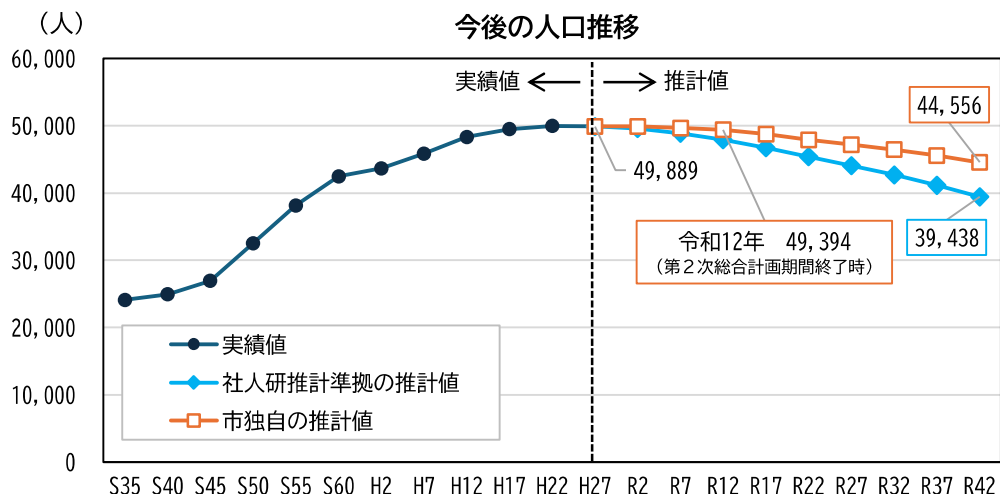
第2次野洲市総合計画においては、「野洲市人口ビジョン」における合計特殊出生率及び社会増減の目標値を維持し続けることとし、最近の人口動向を踏まえ、推計値を最新のものに更新しました。総合計画に掲げためざす姿や施策を通じて、子どもを産み育てやすい環境づくり、住みたい・住み続けたいと思える環境づくりを進めます。

第2次野洲市総合計画期間終了時（令和12年）の目標人口を49,000人とします。

目標人口

49,000人（令和12年）

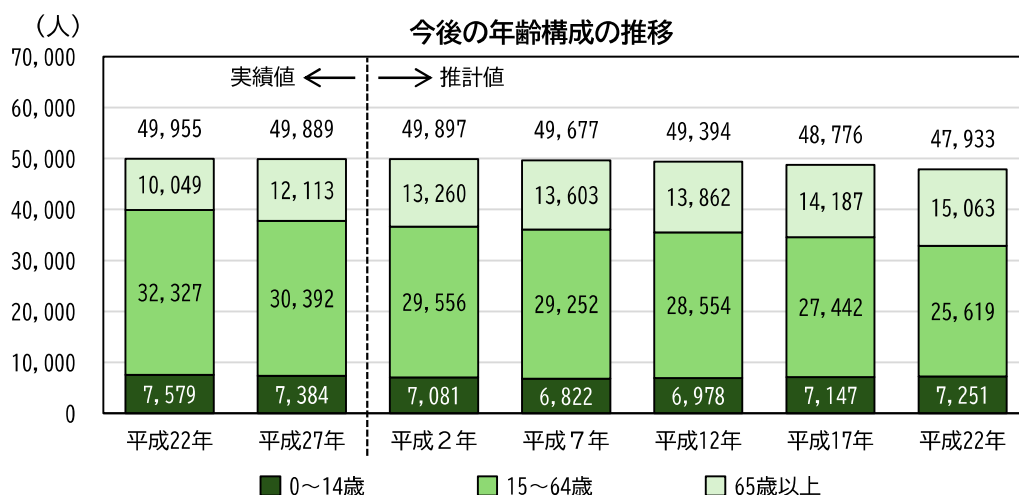
<sup>※16</sup> 合計特殊出生率とは、15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が平均して一生の間に何人の子供を産むかを表す。



資料：野洲市人口ビジョン（平成 28 年 3 月）、平成 27 年国勢調査、内閣府地方創生推進室「人口動向分析・将来人口推計のための基礎データ及びワークシート（令和元年 6 月版）」をもとに作成

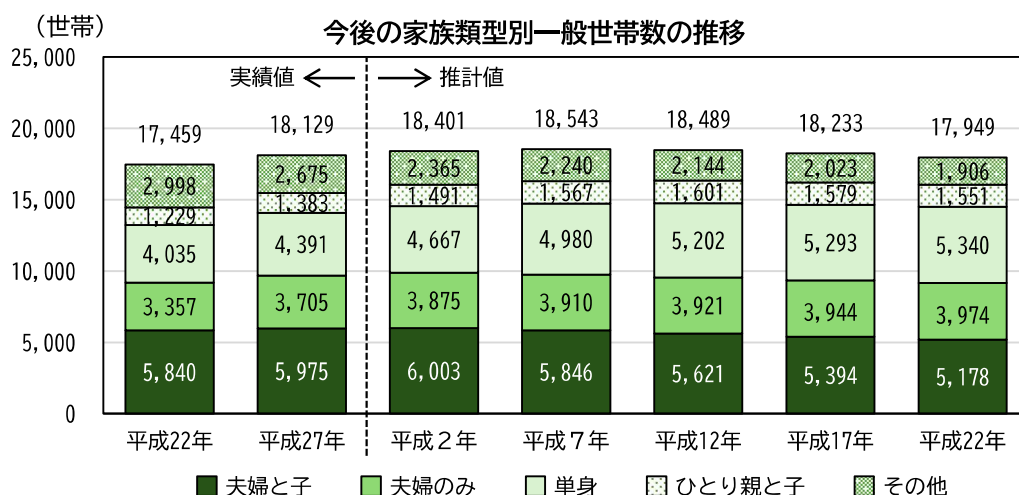
なお、目標人口が実現した場合でも、人口の年齢構成は生産年齢人口が減少し、老年人口が増加する傾向が続く見込みとなっています。一方で、年少人口は、しばらくの間は減少が続きますが、令和 7 年から増加に転じる見込みです。その結果、第 2 次野洲市総合計画終了時（令和 12 年）には、平成 27 年実績値と比較して、老年人口が約 1,700 人の増加、生産年齢人口は約 1,800 人の減少、年少人口は約 400 人の減少となることが見込まれます。

また、目標人口のように推移した場合の人口の年齢構成をもとに、家族類型別の世帯数を推計すると、第 2 次野洲市総合計画期間の後半（令和 7 年から令和 12 年）にかけて、総世帯数は減少に転じます。また、平成 27 年時点で最も多い「夫婦と子」からなる世帯が減少し、「単身」の世帯が増加する傾向が続くことが見込まれます。令和 12 年には、「単身」の世帯と「夫婦のみ」の世帯と合わせると、世帯のおよそ半数が 2 人以下で暮らす世帯になると見込まれます。



資料：野洲市人口ビジョン（平成 28 年 3 月）、平成 27 年国勢調査、内閣府地方創生推進室「人口動向分析・将来人口推計のための基礎データ及びワークシート（令和元年 6 月版）」をもとに作成

注：推計値算出の関係上、平成 22 年及び平成 27 年の実績値については、年齢不詳人口を、「0～14 歳」、「15～64 歳」及び「65 歳以上」に按分している



資料：野洲市人口ビジョン（平成 28 年 3 月）、平成 27 年国勢調査、内閣府地方創生推進室「人口動向分析・将来人口推計のための基礎データ及びワークシート（令和元年 6 月版）」、国立社会保障人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計（都道府県別推計）2019 年推計」をもとに作成

## 2. 土地利用

### (1) 課題

本市は大都市近郊に位置し、高い交通利便性等により今後も一定の住宅需要や都市機能の集積などが見込まれます。このため、農用地や森林等の自然的環境と都市的な土地利用との調和を図りつつ、土地需要を適正に把握した上で、有効利用を進める必要があります。

人々の価値観の多様化や人口減少・少子高齢社会の進行等の社会情勢の変化から、住居のほか、医療や商業などの都市機能をコンパクトに集約し、健康で文化的な生活に資する健康・福祉機能を充実させるとともに、都市機能が集約された拠点間及び居住地を結ぶ公共交通網を強化することにより、利便性を向上させていくことが必要です。一方で、美しい自然や景観の確保などといった、安心できる環境やゆとりのある空間を確保し、快適性を高めていくとともに、活力の低下が懸念される地域コミュニティを維持していくことが必要です。また、災害に強い基盤整備等により、地震や風水害等の災害に対する安全性を高めることが求められています。

土地利用にあたっては、長期的な視点に立った持続可能な利用を基本とすることが求められており、河川や琵琶湖の水質のほか、水源の涵養機能、自然的環境や景観の保全にも配慮した土地利用を図ることが必要です。

### (2) 基本方針

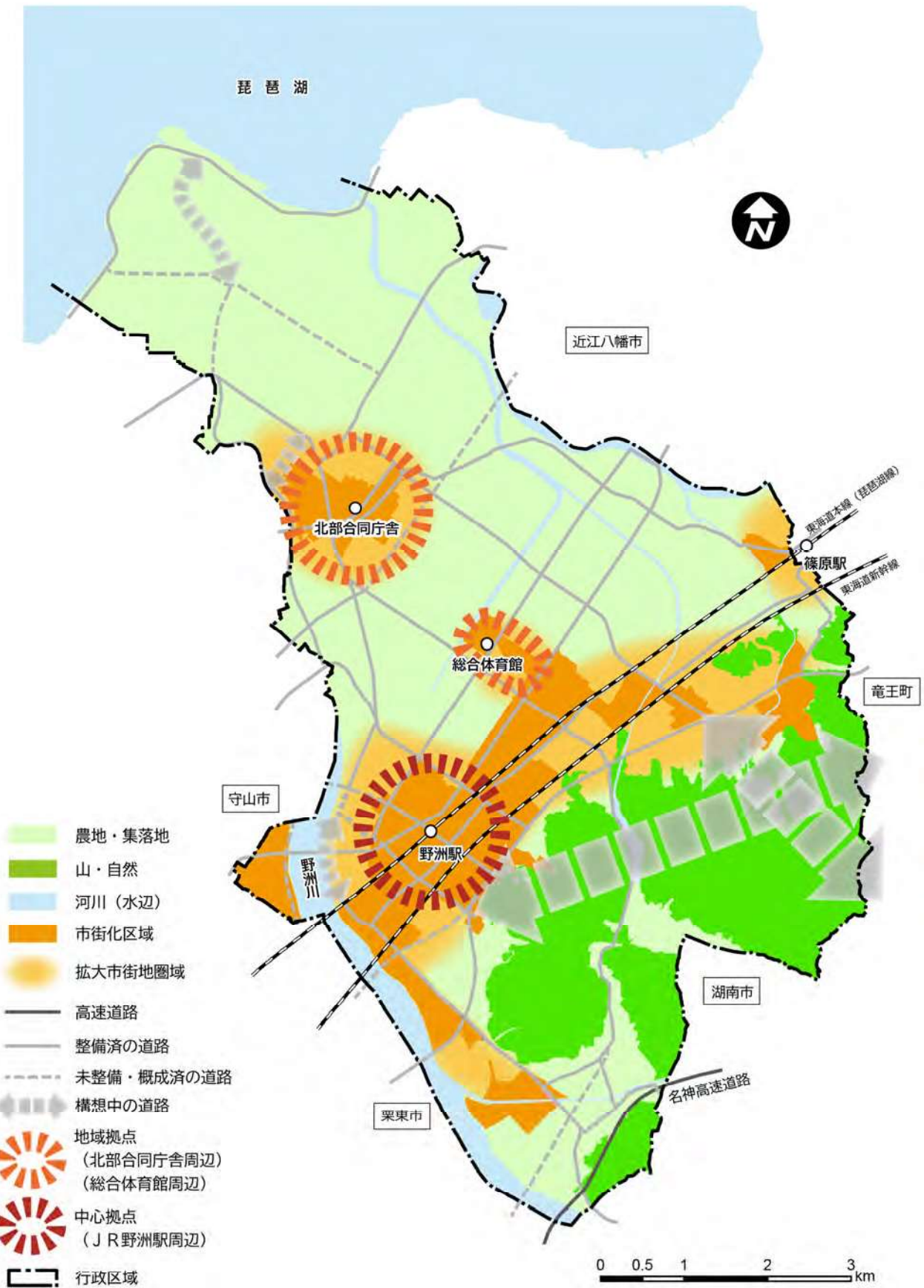
市街地でのにぎわいの創出と、周辺地域における自然的環境・景観の保全との調整を図りつつ、秩序ある計画的な市街化区域の拡大を図ります。森林、農用地の土地利用転換にあたっては、慎重な配慮のもとで適正かつ計画的に進めます。市街地においては、低・未利用地の有効利用や土地の高度利用を図るとともに、様々な都市機能の集約によりにぎわいを創出し、多様な人々が集い、憩い、楽しめる快適な住環境の整備を進めます。周辺地域においては、自然や風土との共生に配慮し、やすらぎとうるおいを感じる景観の形成を図りつつ、空き家・空き地等に対する取組により、既存集落の活力低下や空洞化を防ぎ、地域コミュニティの維持を図ります。また、公園や緑地を計画的に配置することで、生活の快適性を向上させるとともに、災害に対する安全性を高めます。

都市機能が集約された拠点間及び居住地を結ぶ公共交通網を充実させる「多極ネットワーク型コンパクトシティ<sup>※17</sup>」の構築を図り、JR野洲駅周辺を「中心拠点」、北部合同庁舎周辺と総合体育館周辺をそれぞれ「地域拠点」として位置づけ、持続可能な都市づくりを計画的に進めます。

地球温暖化の防止や食料等自給率の向上、生態系、水源及び景観等に十分配慮しつつ、農林水産業の生産活動とゆとりある居住環境の調和をめざした適正な保全と、耕作放棄地の解消を図ります。特に、重要な自然環境である琵琶湖とその湖岸や河川等の水辺、並びに三上山を中心とした里山等については、良好な景観資源でもあることから、その保全を図ります。

※17 多極ネットワーク型コンパクトシティとは、教育・文化芸術・福祉・医療・商業・居住等の都市機能が集約された拠点が複数あり、その拠点や周辺地域の住民が公共交通機関等によって快適・便利に都市機能を楽しむことができる地域づくりをめざす。日常生活に必要なサービスや行政サービスが身近にあることで、住みやすさや環境への配慮、そして経済性を実現する。野洲市立地適正化計画においては、JR野洲駅周辺地域を中心拠点、また、北部合同庁舎周辺地域及び総合体育館周辺を地域拠点と位置付けて都市機能を整備し、各拠点とその周辺地域の交通を確保する計画としている。

### (3) 土地利用構想図



# 第2章

## これからのまちづくりに向けて

### 1. 本市の課題

#### (1) 子育て・教育・人権

全国的に人口減少・少子高齢化が進む中で、豊かな地域を守り育てていくためには、性別、年齢、国籍、障がいの有無等にかかわらず、一人ひとりの人権が尊重され、誰もが活躍できる社会であることが求められます。

子育てについては、本市の未来を担う子どもたちが心身ともに健やかに成長できるよう、子育て中の親が孤立せず気軽に相談し、必要なサポートを受け、地域全体で子育てを支える環境づくりが求められています。

教育については、学力や体力はもちろんのこと、文化・芸術・科学など子どもたちの多様な可能性を伸ばす環境づくりを地域・家庭とともに行うことや、いじめの早期発見・早期対応や配慮の必要な児童・生徒に対する対応の充実など、誰もが十分な教育を受けられる環境を整える必要があります。また、子どもから大人までが生涯にわたって学び、その成果を生かす機会があることで、さらなる活動につながるような学びの好循環を築いていくことが重要です。

人権の尊重については、これまで様々な取組が行われてきましたが、今なお社会には多くの人権問題が存在しており、社会環境の変化や人々の意識の変化などに伴う新たな課題も生じています。部落差別の解消推進や女性の人権の尊重のほか、いじめや児童虐待等に伴う子どもの人権侵害、高齢者や障がい者への虐待、外国人やLGBT<sup>※18</sup>をはじめとする性的志向や性自認に関わる偏見や差別、インターネット等を通じた人権侵害など、様々な課題について認識を深め、様々な背景を持つ人がともに生きる地域を作っていく必要があります。

#### (2) 福祉・生活

高齢化の進行や世帯構成の変化等に伴い、高齢者や障がいのある人の一人暮らしや夫婦2人暮らしが増え、社会的に孤立しがちな人が増えています。市民が抱える生活課題が複雑化・複合化しており、地域や関係機関が連携しながら、分野にとらわれない総合的な相談支援体制をつくる必要があります。

今後は支える側、支えられる側という一方的な関係ではなく、誰もが地域の中で役割を担うことにより、孤立を防止し、生きがいや健康維持につなげ、すべての人が住み慣れた地域で安心してともに支え合いながら暮らせる地域づくりを進めていく必要があります。

また、心身両面の健康づくりにあたり、誰もが自身の心と体に関心を持って健康増進に取り組める環境整備を進める必要があります。健康面での安心を支える地域の医療体制については、周辺地域を含めた各機関の適切な役割分担と連携のもと、地域全体で切れ目なく必要な医療が提供される体制を整備する必要があります。

※18 LGBT（エルジービーティー）とは、レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーの頭文字をとった言葉で、同性愛者や両性愛者、性同一性障がい者などの性的少数者を指す。

### (3) 産業・観光・歴史文化

本市では、大都市圏への近接性や交通インフラ<sup>※19</sup>の整備状況等から、ICT関係をはじめとする製造業が集積し、近年は製造拠点のみならず、開発・研究拠点が進出し、設備投資への意欲が盛んになっています。しかし、市街化区域が狭小であることから、事業拡張のための用地が不足しています。

一方、商業においては、大規模な商業施設の立地が進む一方で、地域を支える商店等の小規模事業者の支援が課題となっており、商店の少ない地域においては、車での移動が困難な高齢者を中心に、食料品の購入等に不便や苦勞を感じる人が増えています。

農林水産業は、農水産品や木材を供給するだけでなく、生物多様性の保全や災害防止などの多面的機能を有していますが、担い手の高齢化や後継者不足が深刻化しています。農業では販売農家数や経営耕地面積は縮小を続けており、農地の集約や担い手の確保が求められています。林業では放置森林が増加しており、漁業ではアユが記録的な不漁になるなど、森林・水産資源の適切な管理や回復に向けた取組が求められています。

観光については、人口減少時代において、住民ではなくても地域とつながりを持つ交流人口・関係人口を増やしていく手掛かりとして注目されています。本市は豊かな自然・歴史文化を有していますが、それらを観光につなげ、有効に活用していくための仕組み・体制づくりが課題となっています。

### (4) 環境・都市計画・都市基盤整備

本市の自然環境の豊かさは、多くの市民の地域への愛着や誇りの源泉となっており、里山から琵琶湖へつながる自然環境の保全を一層進めていく必要があります。地球全体では温室効果ガスの排出量の増加に伴う気候変動問題が深刻化しており、省エネルギーをはじめとする低炭素社会<sup>※20</sup>の形成を推進する必要があるほか、循環型社会<sup>※21</sup>の形成に向けては、3R<sup>※22</sup>の推進が必要です。また、気候変動に伴う風水害の増加をはじめ、各地で様々な自然災害が発生していることを踏まえ、ハード・ソフト両面で災害に強いまちづくりを進めていく必要があります。これらの活動を市民と協働で進めていく上では、その担い手を確保していくことも重要です。

また、健康で快適な生活環境を構築し、持続可能な都市づくりを促進するため、都市の発展に必要な市街化区域を確保しつつ、「中心拠点」と「地域拠点」に都市機能を誘導し、拠点間及び居住地を結ぶ公共交通網を充実させた「多極ネットワーク型コンパクトシティ」の都市づくりを行っていく必要があります。そのような都市を形成する上で、公共交通の利便性の向上や交通渋滞の解消に向けた道路整備、生活道路の安全確保が求められています。

### (5) 市民活動・行財政運営

地域の活性化や地域課題の解決に向け、市民自らが取り組む市民活動や自治会活動は今後一層重要となりますが、少子高齢化やライフスタイルの多様化等により担い手の確保が課題となっています。誰もが

※19 インフラとは、infrastructure の略で、道路・水道・通信など、産業や生活の基盤となる設備のこと。

※20 低炭素社会とは、気候に悪影響を及ぼさない水準で大気中温室効果ガス濃度を安定化させると同時に、生活の豊かさを実感できる社会のこと。2007年に閣議決定された「21世紀環境立国戦略」において示された。

※21 循環型社会とは、廃棄物等の発生抑制、資源の再利用・再生利用・熱回収、廃棄物等の適正処分を推進することで、環境負荷をできる限り少なくした社会のこと。

※22 3R（リデュース・リユース・リサイクル）とは、廃棄物の発生抑制（Reduce：リデュース）、再利用（Reuse：リユース）、再生利用（Recycle：リサイクル）を総称した呼び方のこと。

気軽に活動できる環境づくりと、市民・市民活動団体・自治会・事業者・行政の協働により、暮らしやすい地域づくりを進めることが必要です。また、県や周辺市町、大学等の教育機関も含めた様々な主体と連携し、市民の生活の質を向上させていくことが求められます。

財政運営については、高齢化の進行や、子育て支援に関するニーズの高まり等により、今後も扶助費の増加が見込まれるほか、公共施設やインフラの老朽化が進み、維持補修費も増加すると見込まれます。他方、人口が横ばいから減少傾向で推移することが見込まれるため、歳出が増加する一方で、歳入の増加が期待しにくく、今後も厳しい運営が予想されます。今後も適切な行政サービスを提供できる体制を維持するため、将来への見通しをもち、A I や I C Tなどを効果的に活用して、計画的・効率的な行政運営を行う必要があります。

## 2. めざす将来都市像

これまでに整理した社会潮流、市民の意見、野洲市の特性、本市の課題を踏まえ、第2次野洲市総合計画におけるめざす将来都市像を以下のように定めます。

### 社会潮流

- ◆ 人口減少・少子高齢社会の到来
  - ・全国的に人口が減り、高齢者が増える社会
- ◆ 生活様式の変化・多様化
  - ・一人暮らし世帯、共働き世帯の増加
  - ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた新しい生活様式、テレワークの普及
- ◆ 安全・安心への関心の高まり
  - ・風水害の頻発、地震への懸念、高齢者を狙った犯罪
- ◆ 地球環境の保全
  - ・生物多様性の保全、海洋プラスチックごみ対策
  - ・温暖化の進行に伴う自然災害の増加
- ◆ 情報社会の進展
  - ・インターネットの全世代的な普及、A I 技術等の発展
- ◆ 地方の自立と協働の必要性
  - ・東京一極集中の緩和と地方移住への注目
  - ・地域団体・N P O ・企業等多様な主体との連携

### 本市の特性

- ◆ 水と緑の豊かな自然
  - ・三上山、野洲川、琵琶湖、田園地帯
- ◆ 豊富な歴史・文化遺産
  - ・銅鐸、中山道、朝鮮人街道
  - ・国宝や重要文化財をはじめとする多くの文化財や歴史遺産

- ◆ 高い交通利便性
  - ・大都市圏へ鉄道や車ですぐに行くことができる
- ◆ ICT産業をはじめとする製造業の立地
  - ・世界的シェアを誇る企業の立地
- ◆ 堅調な人口推移
  - ・全国的に人口減少が進む中、野洲市は横ばいで推移

### 市民の意見

- ◆ 野洲市の自然や文化・歴史・伝統に誇り・愛着を感じる市民が多い
- ◆ 今後も住み続けたいと思っている市民が多い
  - ・理由の多くは「自分の家、土地があるから」
  - ・公共交通や商業施設等の面から不便であり、住み続けたくないという市民もいる
- ◆ 理想とする将来のまちの姿として「災害に強く、犯罪の少ない安全・安心なまち」「安心して子どもを産み育てることのできるまち」を望む市民が多い
- ◆ 今後重要な施策として、バランスのとれた財政運営や充実した学校教育施策を挙げる市民が多い

### 本市の課題

- ◆ 子育て・教育・人権
  - ・地域全体で子育てを支える環境づくり
  - ・世代間・地域間での学びの好循環の形成
  - ・様々な背景を持つ人がともに生きる地域社会づくり
- ◆ 福祉・生活
  - ・すべての人が地域の中で役割を担い支え合う共生社会の実現
  - ・地域全体で切れ目なく必要な医療が提供される体制の整備
- ◆ 産業・観光・歴史文化
  - ・地域特性や市民ニーズを踏まえた商工業の振興
  - ・持続可能な農林水産業経営の実現
  - ・地域資源を有効活用した観光の振興
- ◆ 環境・都市計画・都市基盤整備
  - ・自然環境の保全と低炭素社会の形成
  - ・ハード・ソフト両面での災害に強いまちづくり
  - ・「多極ネットワーク型コンパクトシティ」の実現
- ◆ 市民活動・行財政運営
  - ・協働の仕組みの充実
  - ・AIやICTの活用による計画的で効率的な行政運営

## 多様な人々と多彩な自然が調和した、個性輝くにじいろのまち

無数の色が調和して一つとなり美しく輝く虹のように、多様な人々がともに暮らし、互いに認め合いながら個性を発揮し、山や田畑、川や湖など、色とりどりの自然が都市の中で調和するまちをめざします。多様な人々と自然をはじめとする多彩な地域資源がそれぞれに輝きながら調和する、笑顔あふれる都市を実現することで、「住んでよかったまち」「住んでみたいまち」「住み続けたいまち」をめざします。

# 笑顔あふれる にじいろ都市 やす

## 3. まちづくりの基本方針

将来都市像を実現するため、まちづくりの基本姿勢と分野ごとの基本方針を次のとおり定め、具体的な取組を進めます。

### (1) 基本姿勢

#### ① 協働のまちづくり

社会課題が複雑化し、市民のニーズが多様化する中で、きめ細やかな対応をしていくためには、市民を中心として、行政や事業者、自治会等それぞれが果たすべき責任や役割を認識し、それぞれの主体性や個性を生かしてともにまちづくりに取り組む必要があります。また、県や周辺市町、大学等の教育機関も含めた様々な主体と連携し、様々な視点からのアイデアや工夫を取り入れ、地域課題の解決や市民サービスの向上に取り組む必要があります。各主体とまちづくりの目標や課題を共有しながら、お互いを尊重し、信頼し、協力し合う「協働」によるまちづくりを進めます。

#### ② SDGsの実現

SDGsで掲げられている17の目標は、環境、経済、人権、教育、健康など幅広く、また複雑に絡み合っていることから、市民、事業者、団体等の多様なステークホルダー（利害関係者）と連携を図りながら、統合的に問題を解決することが必要です。将来にわたって持続可能なまちを築いていくという横断的な視点のもと、総合計画の各分野においてSDGsとのつながりを意識しながらまちづくりを進め、SDGsの実現を図ります。



## (2) 分野ごとの基本方針

### ① 子育て・教育・人権

#### 親が安心して子育てし、子どもが健全に育つまち

地域全体で次世代を育てるより良い環境の中で、親が安心して子育てし、子どもが健全に育つまちをめざします。

#### 誰もが生涯にわたって学び続け、学びの好循環が生まれるまち

誰もが、生涯にわたって学び続け、その成果が地域の活力やつながりの形成に生かされ、学びの好循環が生まれるまちをめざします。

#### 互いを尊重し合い、多様性を認め合いながら、ともに生きるまち

すべての市民がお互いを尊重し合い、多様性を認め合いながら、ともに生きるまちをめざします。

### ② 福祉・生活

#### 誰もが生きがいづくりや健康増進に取り組み、地域全体で切れ目なく医療が提供されるまち

誰もが自身の心と体の健康に関心を持って生きがいづくりや健康増進に取り組める環境を整えるとともに、地域全体で切れ目なく必要な医療が提供されるまちをめざします。

#### 「地域共生社会」の実現に向け、互いに支え合い、ともに安心して生活できるまち

誰もが住み慣れた地域の中で社会的役割を担い、つながりを保ちながら、自分らしく生活できる「地域共生社会<sup>※23</sup>」の実現に向け、互いに支え合い、ともに安心して生活ができるまちをめざします。

#### 生活上の諸課題を抱える人が安心して暮らせるまち

事業者や地域と連携した包括的な相談支援体制の整備を図り、生活上の諸課題を抱える人が安心して暮らせるまちをめざします。

※23 地域共生社会とは、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。

### ③ 産業・観光・歴史文化

#### 地域経済が活性化し、市民生活が充実したまち

地域の特性を踏まえた商工業の活性化や、持続可能で安定した農林水産業の経営を推進し、地域経済が活性化し、市民生活が充実したまちをめざします。

#### 豊かな地域資源を生かし、多くの人が訪れ楽しめるまち

豊かな自然や歴史等の地域資源を生かした、本市ならではの体験や学びの情報発信や、ニーズに対応する新たな観光資源の掘り起こしを進め、多くの人が訪れ、楽しめるまちをめざします。

#### 交流や連携を通じて多様な人々の関わりが生まれるまち

地域資源を生かした地域ブランドの創出や、商工業・農業・観光・歴史文化等分野を超えた交流や連携を進め、多様な人々の関わりが生まれるまちをめざします。

### ④ 環境・都市計画・都市基盤整備

#### 豊かな自然環境が守られるまち

里山から河川、琵琶湖までの連続する豊かな自然環境が守られるまちをめざします。

#### 必要な都市機能が確保され、ネットワークで結ばれるまち

「多極ネットワーク型コンパクトシティ<sup>※24</sup>」の考え方のもと、必要な都市機能が「中心拠点」と「地域拠点」において確保され、公共交通等のネットワークで結ばれるまちをめざします。

#### 快適な環境が確保された、安全・安心なまち

豊かな自然環境を守りつつ、地域特性に合わせた快適な都市環境を確保し、安全で安心なまちをめざします。

#### ハード・ソフト両面で災害に強いまち

激甚化する台風等の自然災害への対応として、ハード・ソフト両面で災害に強いまちをめざします。

<sup>※24</sup> 多極ネットワーク型コンパクトシティとは、教育・文化芸術・福祉・医療・商業・居住等の都市機能が集約された拠点が複数あり、その拠点や周辺地域の住民が公共交通機関等によって快適・便利に都市機能を楽しむことができる地域づくりをめざす。日常生活に必要なサービスや行政サービスが身近にあることで、住みやすさや環境への配慮、そして経済性を実現する。野洲市立地適正化計画においては、JR野洲駅周辺地域を中心拠点、また、北部合同庁舎周辺地域及び総合体育館周辺を地域拠点と位置付けて都市機能を整備し、各拠点とその周辺地域の交通を確保する計画としている。

⑤ 市民活動・行財政運営

市民と行政の協働による暮らしやすいまち

市民がまちづくりに参加しやすい環境をつくり、市民と行政の協働による暮らしやすいまちをめざします。

透明性が高く、効果的・効率的に運営されるまち

行政が持つ様々な情報を市民と共有し、透明性が高く、効果的・効率的に行財政が運営されるまちをめざします。

# Ⅲ. 後期基本計画

---

---

# 第1章

## 分野別施策

### 基本構想

#### めざす将来都市像

多様な人々と多彩な自然が調和した、  
個性輝くにじいろのまち  
～笑顔あふれる にじいろ都市 やす～

#### 基本姿勢

##### 協働のまちづくり

各主体とまちづくりの目標を共有し、  
「協働」によるまちづくりを進めます。

##### SDGsの実現

SDGsとのつながりを意識しながら、  
持続可能なまちづくりを進めます。

#### 分野ごとの基本方針

1

##### 子育て・教育・人権

- 親が安心して子育てし、子どもが健全に育つまち
- 誰もが生涯にわたって学び続け、学びの好循環が生まれるまち
- 互いを尊重し合い、多様性を認め合いながら、ともに生きるまち

2

##### 福祉・生活

- 誰もが生きがいづくりや健康増進に取り組み、地域全体で切れ目なく医療が提供されるまち
- 「地域共生社会」の実現に向け、互いに支え合い、ともに安心して生活できるまち
- 生活上の諸課題を抱える人が安心して暮らせるまち

3

##### 産業・観光・歴史文化

- 地域経済が活性化し、市民生活が充実したまち
- 豊かな地域資源を生かし、多くの人々が訪れ楽しめるまち
- 交流や連携を通じて多様な人々の関わりが生まれるまち

4

##### 環境・都市計画・都市基盤整備

- 豊かな自然環境が守られるまち
- 必要な都市機能が確保され、ネットワークで結ばれるまち
- 快適な環境が確保された、安全・安心なまち
- ハード・ソフト両面で災害に強いまち

5

##### 市民活動・行財政運営

- 市民と行政の協働による暮らしやすいまち
- 透明性が高く、効果的・効率的に運営されるまち

## 基本計画

分野

1

### 子育て・教育・人権

- 施策 1-1 子育て支援の充実
- 施策 1-2 青少年の健全育成
- 施策 1-3 学校教育の充実
- 施策 1-4 生涯学習・生涯スポーツ・文化芸術の推進
- 施策 1-5 人権の尊重と多文化共生社会の実現

分野

2

### 福祉・生活

- 施策 2-1 健康づくりの推進と地域医療体制の整備
- 施策 2-2 高齢者がいきいきと暮らせるまちづくり
- 施策 2-3 障がい児・者福祉の充実
- 施策 2-4 地域福祉の推進
- 施策 2-5 生活困窮者等への支援の充実
- 施策 2-6 消費者行政・防犯対策の充実

分野

3

### 産業・観光・歴史文化

- 施策 3-1 商工業の振興
- 施策 3-2 農林水産業の振興
- 施策 3-3 地域資源を生かした観光の振興
- 施策 3-4 歴史文化遺産の保全・活用

分野

4

### 環境・都市計画・都市基盤整備

- 施策 4-1 均衡ある土地利用の推進
- 施策 4-2 自然環境・美しい景観の保全
- 施策 4-3 生活環境の保全と上下水道サービスの安定供給
- 施策 4-4 防災・減災対策の強化
- 施策 4-5 道路ネットワークの整備と交通安全の推進
- 施策 4-6 公共交通の利便性の向上

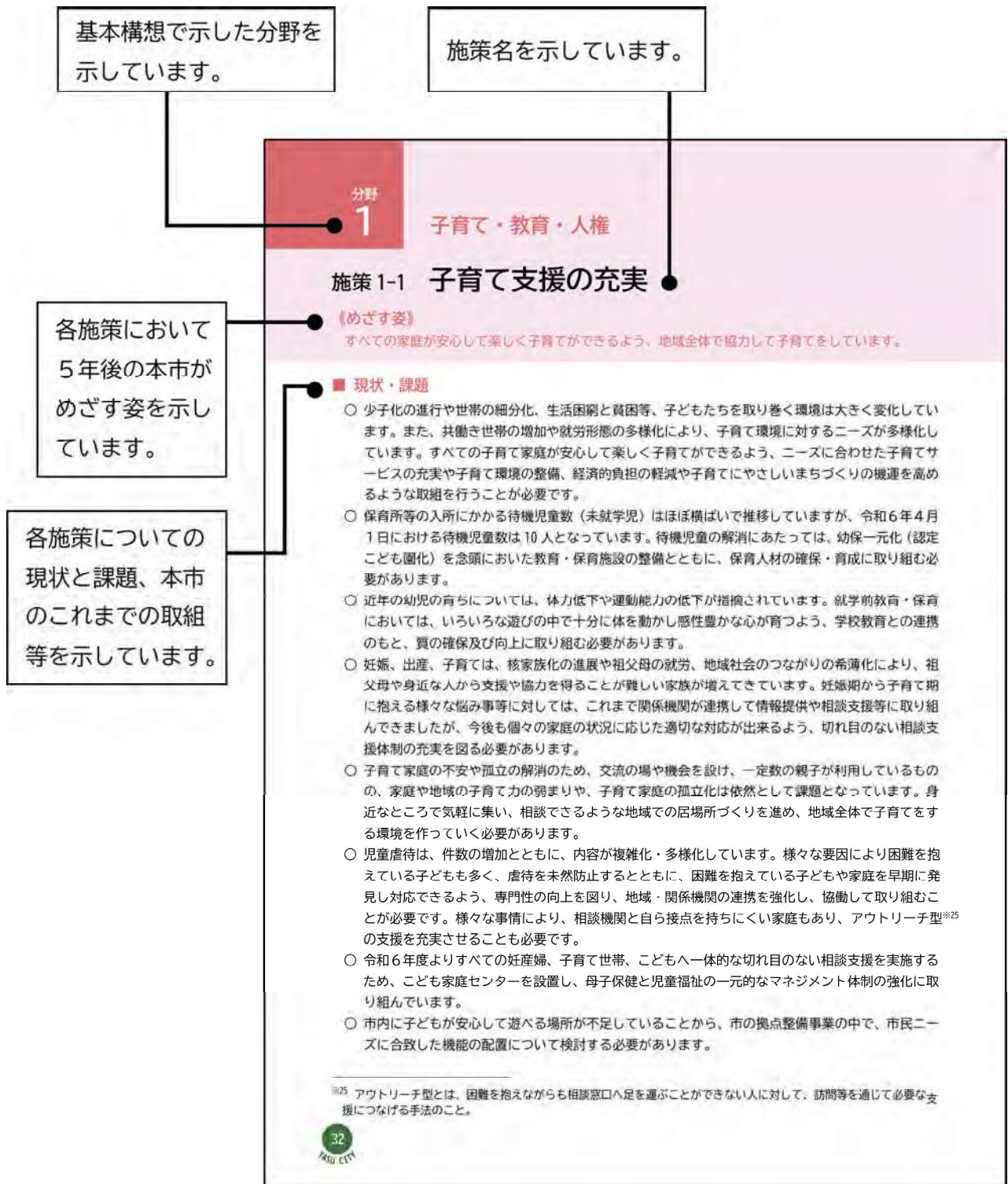
分野

5

### 市民活動・行財政運営

- 施策 5-1 市民活動・自治会活動の推進
- 施策 5-2 市民との情報共有の推進
- 施策 5-3 効果的・効率的な行財政運営

# 計画の見方



めざす姿の実現に向けての取組方針及び方針に基づく主な取組を示しています。

この施策に関連する主なSDGsのゴールを示しています。



対応する主なSDGsのゴール

■ 取組方針と主な取組

① 子育て家庭への支援の充実

取組方針	妊娠前から出産・子育てまでの切れ目のない相談支援や情報提供、また経済的負担の軽減等により、安心して子どもを産み育てることができるよう、各機関と連携・協働し、支援します。	主な取組	ひとり親家庭の相談・交流事業の充実、医療費助成制度の充実、妊娠期から出産・子育てまでの切れ目のない相談支援の実施、妊婦のための支援給付
------	--	------	---

② 安心して子育てできる環境の整備

取組方針	多様なニーズに合わせた子育て環境の整備と保育人材の確保・育成を推進するとともに、ICTの活用等により、保育士等の負担軽減を図ることで、保育に注力できる環境を整えます。また地域における子育て支援の充実を図ります。	主な取組	保育ニーズに応じたこども園・学童保育所の環境整備、保育人材バンクの活用等による保育人材の確保、就学前教育・保育における質の確保・向上、地域における子育て支援環境の整備
------	---	------	---

③ 児童虐待の未然防止及び早期発見・対応

取組方針	児童虐待の未然防止及び早期発見・対応に向け、地域・関係機関との連携・協働体制の強化や相談体制の充実を図ります。また、困難を抱えている子どもや家庭についても、早期に発見し、適切な対応が取れるように努めるとともに、こども家庭センターの設置により、すべての妊産婦、子育て家庭、子どもへの一体的な相談支援体制の充実を図ります。	主な取組	産前・産後サポート事業等の妊産婦支援の充実、要保護児童対策地域協議会の機能強化、要保護児童地域協議会におけるケースマネジメント、ケースワーク等支援体制の強化、さらなる関係機関との連携
------	---	------	---

■ 指標

指標名	現状値 (R6)	目標値 (R12)
待機児童数（学童保育所）	0人	0人
待機児童数（未就学児）	10人	0人
児童虐待終結件数 / 児童虐待件数	18.8%	25.0%
保育人材バンクに登録された求人募集に採用があった割合	54.9%	70.0%
地域子育て支援事業の実施回数	8回/園	8回/園

■ 関連する主な市の計画

- 子ども・子育て支援事業計画
- 男女共同参画行動計画
- 食育推進計画
- ほほえみやす21健康プラン
- 教育振興基本計画
- 地域福祉基本計画

めざす姿の実現状況を把握するための指標について現状値と目標値を示しています。

この施策に関連する市の主要な個別計画を示しています。

## 施策 1-1 子育て支援の充実

### 《めざす姿》

すべての家庭が安心して楽しく子育てができるよう、地域全体で協力して子育てをしています。

### ■ 現状・課題

- 少子化の進行や世帯の細分化、生活困窮と貧困等、子どもたちを取り巻く環境は大きく変化しています。また、共働き世帯の増加や就労形態の多様化により、子育て環境に対するニーズが多様化しています。すべての子育て家庭が安心して楽しく子育てができるよう、ニーズに合わせた子育てサービスの充実や子育て環境の整備、経済的負担の軽減や子育てにやさしいまちづくりの機運を高めるような取組を行うことが必要です。
- 保育所等の入所にかかる待機児童数（未就学児）はほぼ横ばいで推移していますが、令和6年4月1日における待機児童数は10人となっています。待機児童の解消にあたっては、幼保一元化（認定こども園化）を念頭においた教育・保育施設の整備とともに、保育人材の確保・育成に取り組む必要があります。
- 近年の幼児の育ちについては、体力低下や運動能力の低下が指摘されています。就学前教育・保育においては、いろいろな遊びの中で十分に体を動かし感性豊かな心が育つよう、学校教育との連携のもと、質の確保及び向上に取り組む必要があります。
- 妊娠、出産、子育ては、核家族化の進展や祖父母の就労、地域社会のつながりの希薄化により、祖父母や身近な人から支援や協力を得ることが難しい家族が増えてきています。妊娠期から子育て期に抱える様々な悩み事等に対しては、これまで関係機関が連携して情報提供や相談支援等に取り組んできましたが、今後も個々の家庭の状況に応じた適切な対応が出来るよう、切れ目のない相談支援体制の充実を図る必要があります。
- 子育て家庭の不安や孤立の解消のため、交流の場や機会を設け、一定数の親子が利用しているものの、家庭や地域の子育て力の弱まりや、子育て家庭の孤立化は依然として課題となっています。身近なところで気軽に集い、相談できるような地域での居場所づくりを進め、地域全体で子育てをする環境を作っていく必要があります。
- 児童虐待は、件数の増加とともに、内容が複雑化・多様化しています。様々な要因により困難を抱えている子どもも多く、虐待を未然防止するとともに、困難を抱えている子どもや家庭を早期に見出し対応できるよう、専門性の向上を図り、地域・関係機関の連携を強化し、協働して取り組むことが必要です。様々な事情により、相談機関と自ら接点を持ちにくい家庭もあり、アウトリーチ型<sup>※25</sup>の支援を充実させることも必要です。
- 令和6年度よりすべての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的な切れ目のない相談支援を実施するため、こども家庭センターを設置し、母子保健と児童福祉の一元的なマネジメント体制の強化に取り組んでいます。
- 市内に子どもが安心して遊べる場所が不足していることから、市の拠点整備事業の中で、市民ニーズに合致した機能の配置について検討する必要があります。

<sup>※25</sup> アウトリーチ型とは、困難を抱えながらも相談窓口へ足を運ぶことができない人に対して、訪問等を通じて必要な支援につなげる手法のこと。



## 取組方針と主な取組

### ① 子育て家庭への支援の充実

取組方針

妊娠期から出産・子育てまでの切れ目のない相談支援や情報提供、また経済的負担の軽減等により、安心して子どもを産み育てることができるよう、各機関と連携・協働し、支援します。

主な取組

ひとり親家庭の相談・交流事業の充実、医療費助成制度の充実、妊娠期から出産・子育てまでの切れ目のない相談支援の実施、妊婦のための支援給付

### ② 安心して子育てできる環境の整備

取組方針

多様なニーズに合わせた子育て環境の整備と保育人材の確保・育成を推進するとともに、ICTの活用等により、保育士等の負担軽減を図ることで、保育に注力できる環境を整えます。また地域における子育て支援の充実を図ります。

主な取組

保育ニーズに応じたこども園・学童保育所の環境整備、保育人材バンクの活用等による保育人材の確保、就学前教育・保育における質の確保・向上、地域における子育て支援環境の整備

### ③ 児童虐待の未然防止及び早期発見・対応

取組方針

児童虐待の未然防止及び早期発見・対応に向け、地域・関係機関との連携・協働体制の強化や相談体制の充実を図ります。また、困難を抱えている子どもや家庭についても、早期に発見し、適切な対応が取れるように努めるとともに、こども家庭センターの設置により、すべての妊産婦、子育て家庭、子どもへの一体的な相談支援体制の充実を図ります。

主な取組

産前・産後サポート事業等の妊産婦支援の充実、要保護児童対策地域協議会の機能強化、要保護児童地域協議会におけるケースマネジメント、ケースワーク等支援体制の強化、さらなる関係機関との連携

## 指標

指標名	現状値 (R6)	目標値 (R12)
待機児童数 (学童保育所)	0人	0人
待機児童数 (未就学児)	10人	0人
児童虐待終結件数/児童虐待件数	18.8%	25.0%
保育人材バンクに登録された求人募集に採用があった割合	54.9%	70.0%
地域子育て支援事業の実施回数	8回/園	8回/園

## 関連する主な市の計画

- 子ども・子育て支援事業計画
- 男女共同参画行動計画
- 食育推進計画
- ほほえみやす 21 健康プラン
- 教育振興基本計画
- 地域福祉基本計画

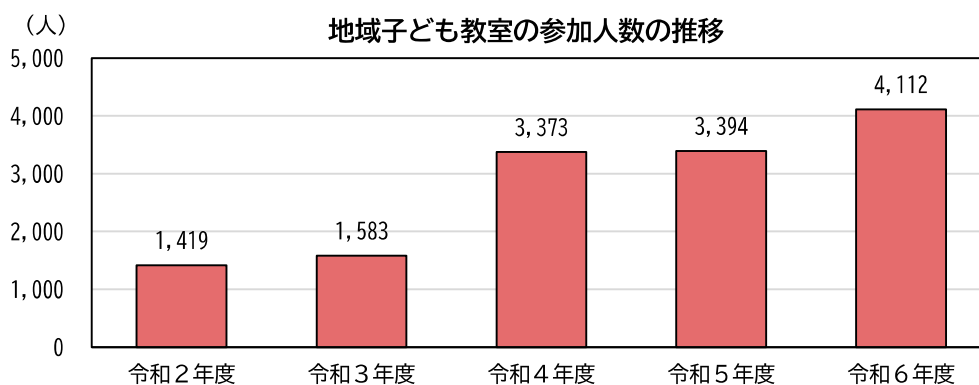
## 施策 1-2 青少年の健全育成

### 《めざす姿》

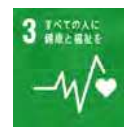
家庭、学校、地域、関係機関が一体となった社会の中で、青少年の自主性や自立性と豊かな感性が育まれています。

### ■ 現状・課題

- 青少年期は豊かな人間性を育みながら、一人の人間としての自立を促す重要な時期にあたりますが、情報化の進展や共働き世帯の増加などの家族のあり方の変化、地域のつながりの希薄化など、青少年を取り巻く環境は激しく変化しています。青少年の健全育成のため、子どもの居場所づくりや多様な世代が参画する様々な活動への支援を継続するとともに、今後は、子どもが自由に活動できる場を提供し、子どもが主体的に学び成長できるような育てる支援へ転換していく必要があります。また、青少年育成団体の後継者確保が課題となっており、子どもも大人も主体的に活動に関われるような場所と機会を提供することで、次代の地域活動のリーダーを育成していくことが求められています。
- 少年非行は全体的に減少傾向にありますが、依然として一定数存在します。また、増加傾向にあるひきこもりの背景は、病気や障がい、虐待、貧困、生育環境など様々であり、幾重にも要因が重なっていることも少なくありません。すべての青少年が心身ともに健やかに成長していけるよう、本人はもとより、家庭、学校、地域、関係機関が一体となって連携し、非行の防止やひきこもり等への支援を着実にを行う必要があります。



資料：野洲市



## 取組方針と主な取組

### ① 青少年の自主性を育てる機会や場の提供

取組方針

青少年が自主的・主体的に学び活動できるよう支援を行い、これらの活動を通して将来の地域活動におけるリーダーの育成に取り組みます。

主な取組

地域の子どもたちの安全・安心な居場所の確保、地域の多様な世代が参画する様々な体験・交流・学習活動の子どもたちへの提供

### ② 非行の防止やひきこもり等への支援

取組方針

家庭、学校、地域、関係機関が一体となり、青少年を有害な情報や犯罪から守り、非行の未然防止やひきこもり等への支援を行います。

主な取組

家庭・学校・地域が連携した非行防止に向けた教育や支援、ひきこもり等に対する居場所の確保や支援の実施、家庭への子育て支援や情報提供による社会とのつながり創出

## 指標

指標名	現状値 (R6)	目標値 (R12)
地域子ども教室の参加人数	4,112人	5,020人
「地域や社会をよくするために何かしてみたいと思う」と答えた児童生徒の割合	小学6年：80.3% 中学3年：69.2%	小学6年：85.0% 中学3年：75.0%

## 関連する主な市の計画

- 教育振興基本計画
- 生涯学習振興計画

## 施策 1-3 学校教育の充実

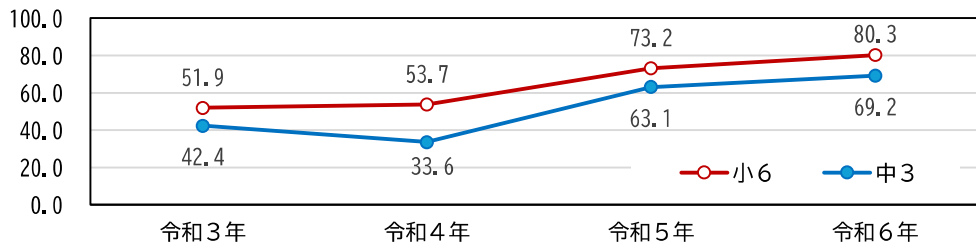
### 《めざす姿》

家庭、学校、地域、関係機関が連携して子どもたちに充実した教育機会を提供し、すべての子どもたちが確かな学力と豊かな心と健康な体を育みながら、いきいきと学んでいます。

### ■ 現状・課題

- 令和6年度全国学力・学習状況調査（全国学力テスト）の結果は、教科別の平均正答率は小6の国語と算数、中3数学が前年度を上回りましたが、中3国語は10ポイント以上低下しており、全体的に記述式の設定の正答率が振るわず、子どもたちの表現力に課題があることが浮き彫りとなりました。確かな学力の定着・向上のためには、子どもたちが「わかる喜び、できる楽しさ」を実感し、家庭学習などの自主学習を着実に進めていくことが必要です。
- 近年急速に進む情報化とグローバル化により、人工知能（AI）やロボティクス等の先端技術が高度化し、仮想空間と現実空間が融合する Society 5.0 の時代の到来が迫っています。学校では、そうした変化の激しい時代を生きるための能力を育成することが求められており、基礎的読解力に加え、論理的思考や情報活用、英語力等の能力獲得に向けた取組を実施しています。併せて、市内小中学校と令和10年開校予定の滋賀県立高等専門学校との連携についても検討していきます。また、就学前教育・保育とも連携し、授業のみならず様々な活動や体験を通じて、豊かな心と健康な体を育み、子どもたちが自ら考え、判断して行動し、学んだことを社会で生かせるような力を養う必要があります。中学校の部活動地域展開については地域の受け皿の整備を含め、野洲市の地理的状況を鑑みながら検討を進めていく必要があります。
- 家庭は子どもが育つ上で重要な役割と責任を担っています。しかし、貧困や虐待などの課題を抱えた家庭や、子育てへの無関心や過保護・過干渉などにより、家庭の教育力低下が指摘されています。家庭学習や読書活動の充実など、家庭や地域での過ごし方を見直すことや、家庭や地域の教育力の向上を図るとともに、学校と関係機関が協力し、子どもの育ちへの支援を行うことが必要です。
- 不登校児童生徒の増加やいじめの問題などにより、個別の支援を必要とする子どもが増加しています。一人ひとりの状況に応じた教育機会を提供するとともに、子どもだけでなく、親子をまるごとサポートできる体制の整備が必要であり、迅速に組織を横断した対応を進めることが重要です。
- 老朽化する教育施設の更新、通学路の安全確保など、子どもたちの安全を守る教育環境の整備や、教育活動を担う教職員の働きやすい環境づくり、また地域の教育力を生かした地域に根ざす学校づくりを行っていくことで、市全体で子どもたちの教育を支えていくことが求められています。

(%) 「地域や社会をよくするために何かしてみたいと思う」と答えた児童生徒の割合の推移



※令和2年はコロナウイルス感染症拡大の影響により、調査を実施していない。

※令和4年までは「地域や社会をよくするために何をすべきか考えることがある」となっている。

資料：国立教育政策研究所「全国学力・学習状況調査結果」



## 取組方針と主な取組

### ① 確かな学力の定着・向上

取組方針

子どもたちが「わかる喜び、できる楽しさ」を実感出来るよう、学校、家庭、地域が連携し、確かな学力の定着・向上を図ります。様々な活動や体験を通じ、豊かな心と健康な体、また自ら考え、判断して行動できる力を育みます。

主な取組

読書活動の推進、学校司書・ALT<sup>※26</sup>の配置、教員の授業力の向上、学習指導要領に則した授業改善、家庭学習の充実、「子どもの体力向上プラン」の策定と着実な実行

### ② 子どもと家庭に寄り添った教育相談・支援体制の充実

取組方針

関連機関と連携し、教育的支援を必要とする子どものニーズに合わせた相談支援体制や、家庭全体を支援する体制を充実させます。

主な取組

特別支援教育の充実、いじめや不登校等への対応、相談支援体制の充実

### ③ 安全・安心な教育環境の整備と働きやすい環境づくりの推進

取組方針

教育施設の整備や学校教育を支える教職員の働きやすい職場環境づくりなど、安全・安心な教育環境の整備を図ります。

主な取組

校務の効率化を図るシステム活用の推進、授業でのICT機器活用の推進、学校施設の保全・更新、通学路の安全対策の推進

### ④ 地域に根ざした学校づくりの推進

取組方針

地域と連携しながら、「地域に開かれた学校」、「地域とともに歩む学校」づくりに取り組みます。

主な取組

元気な学校づくり事業、コミュニティ・スクールの推進、地域に関する学習機会の確保

## 指標

指標名	現状値 (R6)	目標値 (R12)
学校図書館における児童生徒一人当たりの年間貸出冊数	小学校：14.2冊 中学校：0.4冊	小学校：20冊 中学校：4冊
「困りごとや不安がある時に、先生や学校にいる大人にいつでも相談できる」と答えた児童生徒の割合	小学6年：60.8% 中学3年：61.3%	小学6年：70.0% 中学3年：70.0%
小中学校トイレの洋式化率	55.1%	65.0%
「地域や社会をよくするために何かしてみたいと思う」と答えた児童生徒の割合	小学6年：80.3% 中学3年：69.2%	小学6年：85.0% 中学3年：75.0%

## 関連する主な市の計画

- 子ども・子育て支援事業計画
- ほほえみやす 21 健康プラン
- 教育振興基本計画
- 生涯学習振興計画
- スポーツ推進計画
- 食育推進計画
- 子どもの読書活動推進計画

※26 ALTとは、Assistant Language Teacher（外国語指導助手）の略で、日本の学校で英語などの外国語教育を支援する、母国語がその外国語である外国人の補助教員のこと。

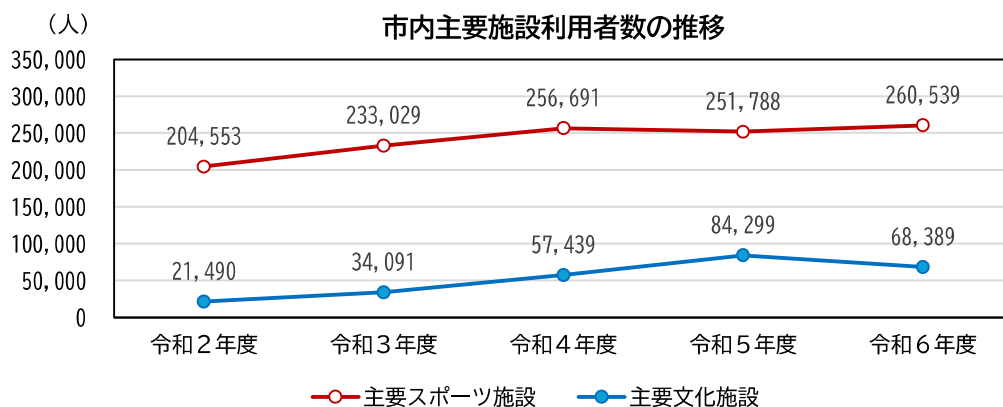
## 施策 1-4 生涯学習・生涯スポーツ・文化芸術の推進

### 《めざす姿》

子どもから大人までが主体的に学び、スポーツや文化芸術に親しみ、生きがいや楽しさを感じながら心身ともに健康に暮らしています。

### ■ 現状・課題

- 日常的に趣味やスポーツ、レクリエーション等の活動をし、文化芸術に親しみ、生涯にわたって学び続けることは、心豊かで生きがいのある充実した生活を送るために必要です。
- 令和7年に滋賀県で『わたSHIGA輝く国スポ・障スポ2025』が開催されました。この大会をきっかけに、スポーツを通じた「する」「みる」「支える」という多様な関わりを、子どもから大人まで年齢や障がいの有無等にかかわらず、多くの市民が主体的に参加し、交流し、学びが得られるよう機会や場を提供する必要があります。また、市民ニーズに沿ったメニューの充実やICT等を活用した新たな学習手法の導入や誰もが簡単に情報を得ることができる仕組みづくりが必要です。一方で、団体やサークルの指導者等の高齢化が進行しており、主体的な活動への参加を通じて、後継者の育成・確保に取り組むことも必要です。
- 学んだことを発表して地域で生かせる機会があることで、やりがいや学ぶ意欲が高まり、さらなる主体的な活動につながる好循環となるような取組を進める必要があります。また、学習成果を活用して地域活動やボランティア活動をすることは、人口減少や少子高齢化、地域コミュニティの希薄化の中、地域のつながりづくりや地域課題の解決においても重要です。
- 文化芸術については、鑑賞・創作の両面から、市民が気軽に親しめる機会の提供を引き続き行いながら、市民が身近な施設を活用して活動できるよう環境整備を進めていく必要があります。施設の老朽化が進んでいるため、現在の利用ニーズに合わせた設備への更新が必要です。
- 一人ひとりが自由にそして生涯にわたって学び続けることができるよう、幅広い知識や情報を得られる環境をつくることや、学びの基礎である「読み解く力」を身につけられるよう、読書の振興も併せて進める必要があります。



資料：野洲市



## 取組方針と主な取組

### ① 生涯学習・生涯スポーツの機会の提供

**取組方針**  
幅広い市民が生涯学習や生涯スポーツに主体的に取り組み、交流する機会を増やすとともに、わたSHIGA 輝く国スポ・障スポをきっかけに、多くの市民がスポーツへの多様な関わりができるよう、市民ニーズや社会的課題に応じたメニューを充実させ、わかりやすく情報を発信します。また、社会情勢やライフスタイルの変化に伴った多様な市民ニーズに応じたメニューの充実による、誰もが参加できる機会や場を継続提供します。

**主な取組**  
生涯学習の機会の提供、身近な施設を活用した活動の推進、誰もが利用しやすい情報発信、スポーツの機会の継続的な提供、取組や活動内容の紹介を含めた情報発信、誰もが安全・快適に利用できる場の確保

### ② 生涯学習・生涯スポーツ活動に対する支援

**取組方針**  
生涯学習や生涯スポーツの活動団体への支援や、学んだ成果を生かせる機会の充実等により、活動の活性化や活動を担う人材の育成に取り組みます。

**主な取組**  
社会教育関係団体への支援と担い手の育成、活動しやすい環境の整備

### ③ 文化芸術の振興

**取組方針**  
子どもから大人まで、鑑賞・創作の両面から市民が気軽に文化芸術に親しめる機会の充実を図ります。

**主な取組**  
舞台芸術活動の支援、鑑賞機会の充実、市民の発表の場の確保

### ④ 学びを支える資料や情報の提供・読書の振興

**取組方針**  
一人ひとりが必要とする資料や情報を、確実に提供します。また読書の振興に努めます。

**主な取組**  
図書館における市民のニーズにあった魅力ある蔵書の構築、資料の貸出し

## 指標

指標名	現状値 (R6)	目標値 (R12)
主要スポーツ施設の利用者数	260,539 人	266,000 人
主要文化施設の利用者数*	68,389 人	55,000 人
生涯学習出前講座の実施回数	62 回	90 回
図書館の利用者数	8,306 人	9,600 人

\*施設の閉館や改修に伴う休館等を踏まえた目標値としています。

## 関連する主な市の計画

- 教育振興基本計画
- 生涯学習振興計画
- スポーツ推進計画
- 子どもの読書活動推進計画

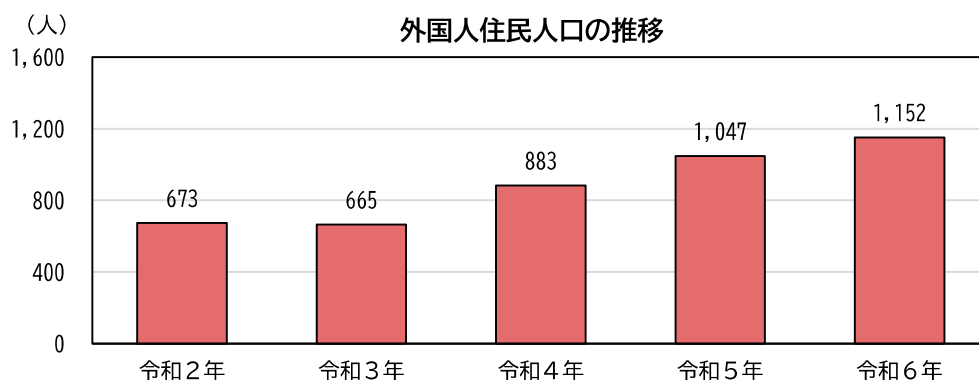
## 施策 1-5 人権の尊重と多文化共生社会の実現

### 《めざす姿》

性別、年齢、国籍等にかかわらず、すべての市民がお互いの人権を尊重し、多様性を認め合い支え合いながら、ともに生活しています。

### ■ 現状・課題

- 子ども、高齢者、障がい者、女性等への人権問題や同和問題に対しては、様々な取組を実施していますが、依然として人権問題は存在しています。また、社会の変化に伴い、性的少数者等への偏見やインターネット等を通じた人権侵害などの人権課題への対応も必要となっています。
- 人権教育や人権啓発においては、内容の定型化や参加者の固定化が課題となっており、誰もが身近な問題として考えられるような手法の見直しや、人材や団体の育成を進める必要があります。
- 人権相談の内容が複雑化・多様化・長期化しており、人権課題の解消に向け、相談支援体制の充実や専門性の向上を図る必要があります。また、多様性を認め合い、一人ひとりの人権が尊重されるまちづくりに向け、人権教育や啓発の成果が個々の学びで終わらず、世代や地域を越えて循環するよう、社会の変化に応じて既存の取組の見直しを行いつつ、学校、地域、企業との連携を深めていくことが必要です。
- 外国人を雇用する企業の増加等により、市内の外国人住民が増加していますが、言語や文化の違いから生じる生活上の様々な課題によって外国人が孤立化することが懸念されています。違いを認め合いながら、ともに支えあって生活できるよう、学校・地域・企業等と連携しながら、生活習慣や文化の違いについて相互理解を促進し、多文化共生<sup>※27</sup>の地域づくりを推進するとともに、生活上の必要な支援を提供していく必要があります。



資料：滋賀県「外国人の住民基本台帳人口調査結果」（各年12月31日時点）

※27 多文化共生とは、国籍や民族等の異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。



## 取組方針と主な取組

### ① 人権教育・啓発の推進と相談支援体制の充実

取組方針

学校、地域、企業における人権教育や人権啓発を充実させるとともに、相談支援体制の充実を図ります。

主な取組

インターネットによる人権侵害や新たな人権課題にも対応した人権教育・人権啓発の充実・意識の向上、相談支援体制の充実。パネル展等による平和教育・啓発の推進

### ② 男女共同参画の推進

取組方針

家庭、地域、企業における男女平等の意識づくりに取り組み、男女共同参画社会を推進します。

主な取組

家庭・地域・職場等における意識啓発の推進、企業訪問等による女性活躍に関する周知・啓発、DV被害の相談窓口の周知と相談支援体制の充実、既存の審議会及び新規に設置された（される）審議会等について女性の登用の働きかけ

### ③ 多文化共生の推進

取組方針

学校・地域・企業等と連携しながら多文化理解を促進し、多文化共生の地域づくりを推進するとともに、外国人住民への支援を行います。

主な取組

国際理解の推進、外国人との交流機会の充実、外国人住民への支援の充実

## 指標

指標名	現状値 (R6)	目標値 (R12)
市主催の人権啓発事業の参加人数	3,202 人	3,500 人
審議会等委員の女性比率	36.2%	40.0%
日本語教室受講者数	64 人	70 人

## 関連する主な市の計画

- 人権施策基本計画
- 男女共同参画行動計画